【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年5月13日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 執行役社長 吉 川 淳

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番 1号

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集内国 レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)

投資信託受益証券に係るファ レインボーファンド(市況産業ファンド) ンドの名称】 レインボーファンド(公共株ファンド)

レインボーファンド (ファイナンシャル・情報株ファンド)

レインボーファンド(地球環境ファンド)

レインボーファンド (株主還元成長株ファンド) レインボーファンド (マネープールファンド)

【届出の対象とした募集内国 継続募集額(平成23年5月14日から平成24年5月11日まで)

投資信託受益証券の金額】 レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド) 2兆円を上限とする。

レインボーファンド(市況産業ファンド) 2兆円を上限とする。

レインボーファンド(公共株ファンド) 2兆円を上限とする。

レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド) 2兆円を上限とする。 レインボーファンド(地球環境ファンド) 2兆円を上限とする。

レインボーファンド(株主還元成長株ファンド) 2兆円を上限とする。

レインボーファンド(マネープールファンド) 2兆円を上限とする。

\*なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有

価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)

レインボーファンド (市況産業ファンド)

レインボーファンド(公共株ファンド)

レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)

レインボーファンド(地球環境ファンド)

レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)

レインボーファンド(マネープールファンド)

(以上を総称して「レインボーファンド」または「各ファンド」という場合あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々「レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)」を「情報エレクトロニクスファンド」、「レインボーファンド(市況産業ファンド)」を「小刀では「カスカッンド」、「レインボーファンド(公共株ファンド)」を「公共株ファンド」、「レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)」を「ファイナンシャル・情報株ファンド)」を「カイナンシャル・情報株ファンド」、「レインボーファンド」、「レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)」を「株主還元成長株ファンド」、「レインボーファンド(マネープールファンド)」を「マネープールファンド」という場合があります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、2兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

各ファンドにつき、取得申込日の基準価額 とします。

ただし、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。(スイッチングについては、後述の「(12)その他 スイッチング」をご参照ください。)

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

## (5)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に2.1%(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

### (6)【申込単位】

各ファンドにつき、10万円以上1円単位(当初元本1口=1円)

ただし、分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(マネープールファンドは、スイッチング以外によるお買付はできません。)

## (7)【申込期間】

平成23年5月14日から平成24年5月11日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、

住友信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に 払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の 照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

### (12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを取り消す場合があります。

### スイッチング

「レインボーファンド」を構成する各ファンド間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、「レインボーファンド」を構成するファンドをご換金した場合の手取金を もって、そのご換金のお申込日の午後3時までに、「レインボーファンド」を構成する他のファン ドの取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了 したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、10万円以上1円単位からできます。また、スイッチングに際し、当該投資者が保有する一ファンドまたは複数のファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は3千円以上1円単位とします。

なお、「マネープールファンド」の取得はスイッチングによる取得申込みのみ可能とします。 スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。(詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。) (販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

レインボーファンドは、7本(6本の業種・テーマ別ファンドおよびマネープールファンド)の スイッチング可能なファンドから構成されています。

- ・6本の業種・テーマ別ファンド ... 株式への投資により、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。
- ・マネープールファンド … 公社債および株式への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行ないます。

信託金の限度額は、各ファンド共9,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## <商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド) レインボーファンド(市況産業ファンド) レインボーファンド(公共株ファンド) レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド) レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
		株二式	
単 位 型	国内	債券	
	海外	不動産投信	
追 加 型	内外	その他資産 ( )	
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般		
大型株	年2回	
中小型株	年4回	日本
↓ Ⅰ 債券		北米
一般	年6回	
公債	(隔月)	欧州
社債	<b>4.0</b> 5	7.57
│ その他債券 │ クレジット属性	年12回 (毎月)	アジア
	(4/3)	オセアニア
	日々	
不動産投信		中南米
スのル次立	その他	77114
<ul><li>↓ その他資産</li><li>↓ ( )</li></ul>		アフリカ
		中近東
資産複合		(中東)
()		
資産配分固定型 ※ 2570.000 mm		エマージング
資産配分変更型		

# レインボーファンド (地球環境ファンド)

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
単 位 型	国内	株 式 債 券	
	海外	不動産投信	
追 加 型	内外	その他資産 ( )	
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
<del>一</del> 般		(日本を含む)	
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	あり
一般	年6回		(適時ヘッジ)
公債	(隔月)	区欠州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
( )		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	なし
	その他		
その他資産	( )	アフリカ	
( )			
次文法人		中近東	
│ 資産複合 │ ´ `		(中東)	
		T	
資産配分固定型 ※ 変配の変更型		エマージング	
資産配分変更型			

## レインボーファンド (マネープールファンド)

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 ( 収益の源泉 )
単 位 型	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般 大型株	年2回	G==
中小型株	年4回 年4回	日本
債券		北米
<b>一般</b> 公債 社債	年6回 (隔月)	区欠州
その他債券	年12回	アジア
┃ クレジット属性 ┃ ( )	(毎月)	オセアニア
	日々	
▲ 不動産投信 ■	   その他	中南米
その他資産	( )	アフリカ
( )		   中近東
資産複合		(中東)
( )   資産配分固定型   資産配分変更型		エマージング

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

#### <商品分類表定義>

#### 「単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### 「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記 して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## [補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な 仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類におい て「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小 分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ、)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 「決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ 投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は 為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 特殊型 ]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行っとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2)【ファンドの沿革】

昭和59年2月22日 「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公共株ファン

ド」および「マネープールファンド」の各ファンドについて、信託契約締結、

各ファンドの設定日、運用開始

昭和62年12月1日 「ファイナンシャル・情報株ファンド」について、信託契約締結、ファンドの

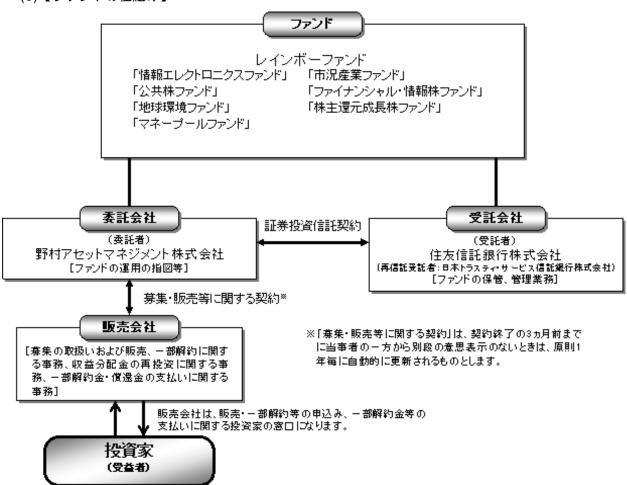
設定日、運用開始

平成2年6月25日 「地球環境ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成3年4月15日 「株主還元成長株ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運

用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



## 委託会社の概況

#### 委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・本店の所在の場所東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額 平成23年3月末現在、17,180百万円
- ・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成23年3月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

### 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

#### 「情報エレクトロニクスファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、電気機器、精密機器などエレクトロニクスに関連する企業群や情報ソフトサービス、通信など情報通信に関連する企業群の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはか ります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

## 「市況産業ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます)のうち、景気循環に関連 度の強い繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属等の市況・素材産業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

#### 「公共株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、電気・ガス、運輸、放送・通信、建設、不動産等の公益および社会資本整備に関連する企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはか ります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

#### 「ファイナンシャル・情報株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます)のうち、銀行、証券、損保、その他金融関連企業およびそれを支える情報関連企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはか ります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

### 「地球環境ファンド」

- ・わが国および外国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます)のうち、国際的に重要視される地球環境保全に貢献すると思われる日本および外国の企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはか ります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

## 「株主還元成長株ファンド」

・わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます)のうち、株主還元が期待

できる企業 (株式分割余力のある企業、増配余力のある企業)、株主資本の成長率が高い企業の株式を主要投資対象とします。

- ・当面、株主還元が期待できる企業(株式分割余力のある企業、増配余力のある企業)、株主資本の成長率が高い企業の株式に投資する予定ですが、市況等の展開により弾力的に対処します。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

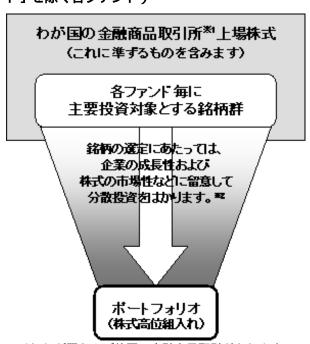
### 「マネープールファンド」

- ・円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。) を主要投資対象とします。
- ・わが国の国債などの公社債への重点投資により、利息収入の確保をはかるとともに、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 および株式にも投資し、利息収入および売買益の獲得をはかります。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

#### 銘柄選択プロセスのイメージ図

(「マネープールファンド」を除く各ファンド)



- 1 「地球環境ファンド」については、わが国および外国の金融商品取引所とします。
- 2 「株主還元成長株ファンド」については、当面、株主還元が期待できる企業(株式分割余力のある企業、増配余力のある企業)、株主資本の成長率が高い企業の株式に投資する予定ですが、市況等の展開により弾力的に対処します。

なお、資金動向、市況動向等によっては各々上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## マネープールファンド以外のファンド

わが国の金融商品取引所 上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、各々以下の株式を主要投資対象とします。

「地球環境ファンド」については、わが国および外国の金融商品取引所とします。

情報エレクトロニクス	電気機器、精密機器などエレクトロニクスに関連する企業群や情報ソ
ファンド	フトサービス、通信など情報通信に関連する企業群の株式
<b>士</b> 辺 产 类 フ っ ゝ じ	景気循環に関連度の強い繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属等の市況・素材産
市況産業ファンド	業の株式
公共株ファンド	電気・ガス、運輸、放送・通信、建設、不動産等の公益および社会資本整
公共体プアプト	備に関連する企業の株式
ファイナンシャル	銀行、証券、損保、その他金融関連企業およびそれを支える情報関連企
・情報株ファンド	業の株式
地球環境ファンド	国際的に重要視される地球環境保全に貢献すると思われる日本および
地球場場ファンド	外国の企業の株式
株主還元成長株	株主還元が期待できる企業(株式分割余力のある企業、増配余力のあ
ファンド	る企業)、株主資本の成長率が高い企業の株式

## マネープールファンド

円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。) を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」、「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「株主還元成長株ファンド」および「マネープールファンド」共通有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
- 8.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 10.外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める 受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)

- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2.スワップ取引

### 「地球環境ファンド」

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 9の2. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定め

## る受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- 12.外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める 受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

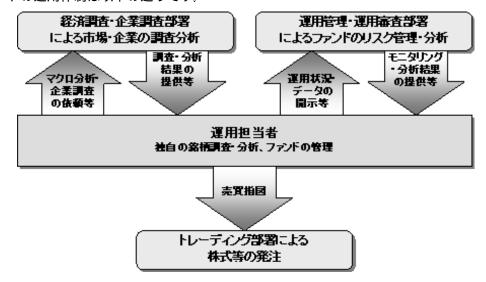
- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2.スワップ取引

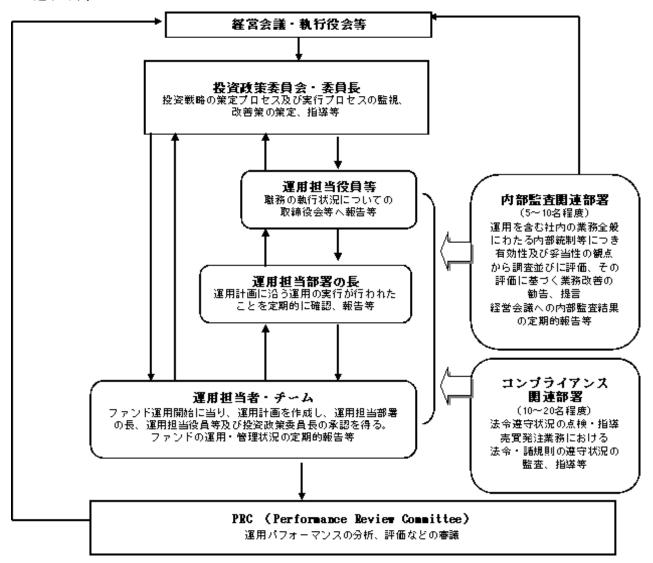
## (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成23年5月13日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### (4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

[マネープールファンドを除く各ファンド]

分配金額は委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益 等は運用実績を勘案して分配します。

### [マネープールファンド]

分配金額は委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益 等は留保します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

#### ファンドの決算日

原則として毎年2月21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

### 分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます<sup>\*</sup>が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\*なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

#### (5)【投資制限】

## 「マネープールファンド」を除く各ファンドに共通

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

## 「地球環境ファンド)

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 (運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

[地球環境ファンド以外の各ファンド]

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

[地球環境ファンド](約款第20条の1)

- ( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価 総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する 全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資 産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが 国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商 品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲 で行うことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下

「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが 国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引 ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次 の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

[地球環境ファンド以外の各ファンド](約款第19条の2、「株主還元成長株ファンド」は約款第20条の1、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第21条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価 総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する 全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資 産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが 国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引 ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取 引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

## 「地球環境ファンド 1 (約款第20条の2)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスク および為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金 利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する 取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信 託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全

部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の 想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。な お、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、ス ワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることと なった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取 引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[地球環境ファンド以外の各ファンド](約款第19条の3、「株主還元成長株ファンド」は約款第20条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第22条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを 回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本 を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の 想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。な お、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、ス ワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることと なった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取 引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託 財産の純資産総額の20%以下とします。

#### 投資する株式等の範囲

「地球環境ファンド ] (約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

[地球環境ファンド以外の各ファンド](約款第18条、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第19条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、「株主還元成長株ファンド」以外の各ファンドにおいては、わが国の金融商品取引所第2部上場株式、上場予定株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式については、上記の比率を5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲(約款第18条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第19条の2)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社 債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第20条の2、「地球環境ファンド」「株主還元成長株ファンド」は約款第22条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第24条の2)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れ の指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第23条の2、「地球環境ファンド」は約款第31条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第30条の2、「株主還元成長株ファンド」は約款第29条の2)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、 一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当ての ために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に かかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁 される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額 を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 「マネープールファンド」

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。本規定において同じ。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第19条の2)

- ( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価 総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信 託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭

信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する 全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資 産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが 国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引 ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取 引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第19条の3)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを 回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本 を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の 想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。な お、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、ス ワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることと なった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取 引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしま

す。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託 財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。ただし、わが国の金融商品取引所第2部上場株式、上場予定 株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式につい ては、上記の比率を5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲(約款第18条の2)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社

債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第20条の2)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れ の指図を行なうものとします。

## 資金の借入れ(約款第23条の2)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、 一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当ての ために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に かかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁 される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額 を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の</u> 下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

### マネープールファンドを除く各ファンド

#### [株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、特定のテーマに絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

#### [為替変動リスク]

「地球環境ファンド」は、外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

#### マネープールファンド

#### 「債券価格変動リスク ]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に 投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

## リスク管理関連の委員会

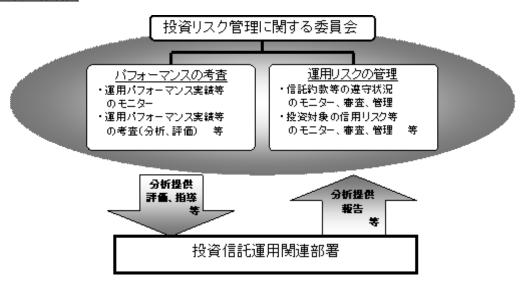
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価) の結果の報告、審議を行ないます。

### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成23年5月13日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に2.1%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

#### (3)【信託報酬等】

### マネープールファンドを除く各ファンド

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の により計算した額に、次の により計算した額を加減して得た額とします。なお、 により計算した額については委託者に限り適用します。

信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5(税抜年10,000分の150)以内(平成23年5月13日現在は年10,000分の149.1(税抜年10,000分の142))の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>

<販売会社>

<受託会社>

年10,000分の42

年10,000分の90

年10,000分の10

\*上記配分は、平成23年5月13日現在の信託報酬率における配分です。

日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合(以下「基準価額倍率」といいます。) に応じ、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額

基準価額倍率が120%以上のとき

年10,000分の5.25(税抜年10,000分の5)を加える

基準価額倍率が110%以上120%未満のとき

年10,000分の3.15(税抜年10,000分の3)を加える

基準価額倍率が90%以上110%未満のとき

零

基準価額倍率が80%以上90%未満のとき

年10,000分の3.15(税抜年10,000分の3)を減じる

基準価額倍率が80%未満のとき

年10,000分の5.25(税抜年10,000分の5)を減じる

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

### マネープールファンド

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

また、信託報酬とその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
2.0%以上のとき	年10,000分の147	年10,000分の40	年10,000分の90	年10,000分の10
	(税抜年10,000分の140)			
1.0%以上	年10,000分の94.5	年10,000分の28	年10,000分の57	年10,000分の5
2.0%未満のとき	(税抜年10,000分の90)			
0.65%以上	年10,000分の57.75	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5
1.0%未満のとき	(税抜年10,000分の55)			
0.4%以上	年10,000分の31.5	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%未満のとき	(税抜年10,000分の30)			
0.4%未満のとき	年10,000分の15.75	年10,000分の6.5	年10,000分の	年10,000分の1.5
	(税抜年10,000分の15)	以内	7.0以内	以内
	以内			

<sup>\*</sup> なお、平成23年5月13日現在の信託報酬率は年10,000分の2.1(税抜年10,000分の2)となっております。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

## (4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る 消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われ ます。また、「地球環境ファンド」については、外貨建資産の保管等に要する費用も信託財産中 から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

#### < 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除の適用があります。(「マネー

プールファンド」は、配当控除は適用されません。))のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

# [譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金 (解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源 泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成 24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドは、原則として、益金不算入制度の 適用が可能です。(「マネープールファンド」は、益金不算入制度は適用されません。)

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

#### 「個人の投資家の場合 ]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

#### [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

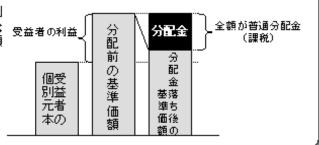
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

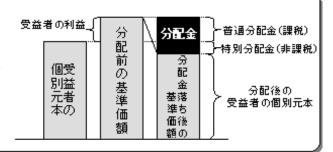
#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の 元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が特別分配金となり、分配金から 特別分配金を控除した額が普通分配金と なります。なお、受益者が特別分配金を受 け取った場合、分配金発生時にその個別元 本から特別分配金を控除した額が、その後 の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

#### (ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1% (税抜2.0%)以内	消費税等相当額

基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 なお、スイッチングの場合は無手数料とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% <sup>1</sup>
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益(譲渡益) <sup>2</sup> に 対して10% <sup>1</sup>
償還時	所得税および地方税		償還時の差益(譲渡益) <sup>2</sup> に 対して10% <sup>1</sup>

- 1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。
- 2 詳しくは前述の「換金 (解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

# 5【運用状況】

以下は平成23年3月31日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

「情報エレクトロニク<u>スファンド</u>」

<u> </u>			
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	7,042,493,180	97.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		145,867,808	2.02
合計(純資産総額)	_	7,188,360,988	100.00

# 「市況産業ファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	364,476,600	98.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,373,581	1.71
合計(純資産総額)		370,850,181	100.00

### 「公共株ファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	567,289,500	97.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,255,013	2.95
合計(純資産総額)		584,544,513	100.00

### 「ファイナンシャル・情報株ファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,352,406,120	96.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		46,319,296	3.31
合計(純資産総額)		1,398,725,416	100.00

#### 「地球環境ファンド」

_ 心が城境ファンI」			
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	918,945,200	55.79
	アメリカ	448,922,770	27.25
	イギリス	52,156,159	3.16
	ドイツ	70,570,509	4.28
	フランス	26,844,334	1.62
	スペイン	21,571,743	1.30
	香港	44,546,920	2.70
	韓国	20,132,415	1.22
	小計	1,603,690,050	97.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		43,253,504	2.62
合計(純資産総額)		1,646,943,554	100.00

#### 「株主還元成長株ファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,331,178,340	97.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		78,336,481	2.29
合計(純資産総額)		3,409,514,821	100.00

# 「マネープールファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		128,467,252	100.00
合計(純資産総額)		128,467,252	100.00

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】 「情報エレクトロニクスファンド」

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式		電気機器	250,000	3,075.00	768,750,000	2,664.00	666,000,000	9.26
2	日本	株式	キヤノン	電気機器	173,100	4,100.00	709,710,000	3,620.00	626,622,000	8.71
3	日本	株式	三菱電機	電気機器	531,000	970.00	515,070,000	982.00	521,442,000	7.25
4	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	3,490	157,900.00	551,071,000	146,200.00	510,238,000	7.09
5	日本		日立製作所	電気機器	1,088,000	497.00	540,736,000	433.00	471,104,000	6.55
6	日本		日本電信電話	情報・通信業	123,100	4,095.00	504,094,500	3,735.00	459,778,500	6.39
7	日本	株式		電気機器	987,000	533.00	526,071,000	407.00	401,709,000	
8	日本		富士通	電気機器	793,000	555.00	440,115,000	470.00	372,710,000	5.18
9	日本	株式	日本電産	電気機器	48,300	7,980.00	385,434,000	7,200.00	347,760,000	4.83
10	日本	株式	パナソニック	電気機器	275,100	1,127.00	310,037,700	1,058.00	291,055,800	4.04
11	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	9,618	31,000.00	298,158,000	29,760.00	286,231,680	3.98
12	日本	株式	リコー	電気機器	229,000	1,115.00	255,335,000	976.00	223,504,000	3.10
13	日本	株式	TDK	電気機器	39,300	5,690.00	223,617,000	4,915.00	193,159,500	2.68
14	日本	株式	任天堂	その他製品	5,500	25,700.00	141,350,000	22,470.00	123,585,000	1.71
15	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	106,800	1,242.00	132,645,600	1,151.00	122,926,800	1.71
16	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	21,200	6,040.00	128,048,000	5,350.00	113,420,000	1.57
17	日本	株式	日立ハイテクノロジーズ	卸売業	62,500	1,970.80	123,175,415	1,659.00	103,687,500	1.44
18	日本	株式	島津製作所	精密機器	139,000	721.00	100,219,000	739.00	102,721,000	1.42
19	日本	株式	ダイセル化学工業	化学	192,000	575.00	110,400,000	513.00	98,496,000	1.37
20	日本		日本発條	金属製品	110,000	979.00	107,690,000	824.00	90,640,000	
21	日本		日東電工	化学	19,100	5,080.00	97,028,000	4,410.00	84,231,000	
22	日本	株式	ミネベア	電気機器	165,000	511.00	84,315,000	459.00	75,735,000	1.05
23	日本		ダイキン工業	機械	30,000	2,834.00	85,020,000	2,491.00	74,730,000	1.03
24	日本	株式	大陽日酸	化学	106,000	746.00	79,076,000	693.00	73,458,000	1.02
25	日本		村田製作所	電気機器	11,200	6,150.00	68,880,000	5,990.00	67,088,000	0.93
26	日本	株式	スタンレー電気	電気機器	44,000	1,489.00	65,516,000	1,375.00	60,500,000	0.84
27	日本		小糸製作所	電気機器	40,000	1,482.00	59,280,000	1,333.00	53,320,000	0.74
28	日本	株式	イビデン	電気機器	19,200	2,852.00	54,758,400	2,627.00	50,438,400	0.70
29	日本	株式	スクウェア・エニックス・ ホールディングス	情報・通信業	33,000	1,521.00	50,193,000	1,444.00	47,652,000	0.66
30	日本	株式	リンテック	その他製品	19,100	2,378.00	45,419,800	2,365.00	45,171,500	0.62

# 「市況産業ファンド」

順位	国 / 地域	種類	<u> </u>	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	40	597,000.00	23,880,000	631,000.00	25,240,000	6.80
2	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	10,000	2,672.00	26,720,000	2,434.00	24,340,000	6.56
3	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	17,000	1,572.00	26,724,000	1,431.00	24,327,000	6.55
4	日本	株式	住友化学	化学	57,000	471.00	26,847,000	415.00	23,655,000	6.37
5	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	85,000	304.00	25,840,000	266.00	22,610,000	6.09
6	日本	株式	JXホールディングス	石油・石炭製品	40,300	585.00	23,575,500	560.00	22,568,000	6.08
7	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	19,500	1,242.00	24,219,000	1,151.00	22,444,500	6.05
8	日本	株式	J S R	化学	11,400	1,811.00	20,645,400	1,669.00	19,026,600	5.13
9	日本	株式	信越化学工業	化学	4,500	4,775.00	21,487,500	4,135.00	18,607,500	5.01
10	日本		旭硝子	ガラス・土石製品	14,000	1,148.00	16,072,000	1,046.00	14,644,000	3.94
11	日本	株式	東亞合成	化学	26,000	416.00	10,816,000	429.00	11,154,000	3.00
12	日本	株式	石油資源開発	鉱業	2,400	4,005.00	9,612,000	4,160.00	9,984,000	2.69
13	日本	株式	ダイセル化学工業	化学	19,000	566.86	10,770,441	513.00	9,747,000	2.62
14	日本	株式	ADEKA	化学	10,400	918.30	9,550,345	811.00	8,434,400	2.27
15	日本		宇部興産	化学	29,000	261.28	7,577,394	265.00	7,685,000	2.07
16	日本		大陽日酸	化学	11,000	746.00	8,206,000	693.00	7,623,000	2.05
17	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	8,600	874.06	7,516,964	871.00	7,490,600	2.01
18	日本	株式	日本合成化学工業	化学	13,000	583.49	7,585,442	513.00	6,669,000	1.79
19	日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	10,000	638.00	6,380,000	597.00	5,970,000	1.60
20	日本	株式	日立化成工業	化学	3,300	1,993.00	6,576,900	1,691.00	5,580,300	1.50
21	日本	株式	クラレ	化学	5,000	1,160.00	5,800,000	1,072.00	5,360,000	1.44
22	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	9,000	560.00	5,040,000	543.00	4,887,000	1.31
23	日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	4,000	1,368.00	5,472,000	1,178.00	4,712,000	1.27
24	日本	株式	リンテック	その他製品	1,900	2,378.00	4,518,200	2,365.00	4,493,500	1.21
25	日本	株式	旭化成	化学	8,000	539.37	4,314,989	561.00	4,488,000	1.21
26	日本	株式	大和工業	鉄鋼	1,600	2,720.00	4,352,000	2,770.00	4,432,000	1.19
27	日本	株式	日立金属	鉄鋼	4,000	1,136.00	4,544,000	1,048.00	4,192,000	1.13
28	日本	株式	イビデン	電気機器	1,500	2,852.00	4,278,000	2,627.00	3,940,500	1.06
29	日本	株式	住友商事	卸売業	3,300	1,263.68	4,170,158	1,189.00	3,923,700	1.05
30	日本	株式	住友金属工業	鉄鋼	20,000	213.00	4,260,000	186.00	3,720,000	1.00

# 「公共株ファンド」

	<u> </u>	<del></del>	, <u>'</u>	,						
順位	国 / 地域	種類	   銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	9,800	5,610.00	54,978,000	4,625.00	45,325,000	7.75
2	日本	株式	三菱地所	不動産業	28,000	1,632.12	45,699,510	1,407.00	39,396,000	6.73
3	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	16,800	2,174.00	36,523,200	1,811.00	30,424,800	5.20
4	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	71,000	369.21	26,213,938	380.00	26,980,000	4.61
5	日本		エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	174	157,900.00	27,474,600	146,200.00	25,438,800	4.35
6	日本	株式	三井不動産	不動産業	17,000	1,772.00	30,124,000	1,373.00	23,341,000	3.99
7	日本	株式	住生活グループ	金属製品	10,400	1,941.00	20,186,400	2,160.00	22,464,000	3.84
8	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	63	328,071.11	20,668,480	321,000.00	20,223,000	3.45
9	日本		日本電信電話	情報・通信業	5,400	4,095.00	22,113,000	3,735.00	20,169,000	3.45
10	日本	株式	住友不動産	不動産業	10,000	2,251.00	22,510,000	1,664.00	16,640,000	2.84
11	日本	株式	中部電力	電気・ガス業	8,800	2,195.00	19,316,000	1,850.00	16,280,000	2.78
12	日本		東海旅客鉄道	陸運業	24	726,000.00	17,424,000	659,000.00	15,816,000	2.70
13	日本	株式	積水ハウス	建設業	20,000	844.00	16,880,000	780.00	15,600,000	2.66
14	日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	11,900	1,304.18	15,519,854	1,290.00	15,351,000	2.62
15	日本		大阪瓦斯	電気・ガス業	37,000	305.44	11,301,484	332.00	12,284,000	2.10
16	日本		リンナイ	金属製品	2,100	4,925.00	10,342,500	5,520.00	11,592,000	1.98
17	日本		大東建託	建設業	2,000	6,863.62	13,727,249	5,730.00	11,460,000	1.96
18	日本		日立物流	陸運業	9,800	1,316.00	12,896,800	1,166.00	11,426,800	1.95
19	日本		ТОТО	ガラス・土石製品	17,000	671.00	11,407,000	669.00	11,373,000	1.94
20	日本	株式	上組	倉庫・運輸関連業	14,000	724.00	10,136,000	711.00	9,954,000	
21	日本		KDDI	情報・通信業	19	547,000.00	10,393,000	515,000.00	9,785,000	1.67
22	日本		積水化学工業	化学	15,000	651.00	9,765,000	651.00	9,765,000	1.67
23	日本	株式	一建設	不動産業	5,000	2,361.76	11,808,801	1,940.00	9,700,000	_
24	日本		東北電力	電気・ガス業	6,600	1,920.00	12,672,000	1,405.00	9,273,000	1.58
25	日本		東邦瓦斯	電気・ガス業	21,000	426.93	8,965,707	429.00	9,009,000	_
26	日本		関電工	建設業	14,000	520.00	7,280,000	470.00	6,580,000	_
27	日本		大成建設	建設業	32,000	192.00	6,144,000	205.00	6,560,000	
28	日本		鹿島建設	建設業	28,000	219.00	6,132,000	233.00	6,524,000	1.11
29	日本		清水建設	建設業	17,000	347.00	5,899,000	370.00	6,290,000	
30	日本	株式	三菱重工業	機械	16,000	365.39	5,846,300	382.00	6,112,000	1.04

#### 「ファイナンシャル・情報株ファンド」

	<i>J</i> * 1 2	<u>'                                    </u>	/ ヤル・  再牧休ノノノー」							
順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	銀行業	341,900	466.65	159,550,436	384.00	131,289,600	9.38
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	47,600	3,195.00	152,082,000	2,586.00	123,093,600	8.80
3	日本	株式	オリックス	その他金融業	14,590	9,370.00	136,708,300	7,790.00	113,656,100	8.12
4	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	50,600	2,783.36	140,838,016	2,224.00	112,534,400	8.04
5	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	705,200	172.97	121,984,020	138.00	97,317,600	6.95
6	日本	株式	MS&ADインシュアランス グループホールディングス	保険業	44,400	2,232.63	99,128,814	1,894.00	84,093,600	6.01
7	日本	株式	横浜銀行	銀行業	207,000	452.63	93,696,400	395.00	81,765,000	5.84
8	日本	株式	千葉銀行	銀行業	132,000	572.61	75,585,805	466.00	61,512,000	4.39
9	日本	株式	ソニーフィナンシャル ホールディングス	保険業	33,000	1,770.00	58,410,000	1,650.00	54,450,000	3.89
10	日本	株式	静岡銀行	銀行業	77,000	785.00	60,445,000	688.00	52,976,000	3.78
11	日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	23,350	2,421.31	56,537,751	2,050.00	47,867,500	3.42
12	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	105,100	445.98	46,873,092	396.00	41,619,600	2.97
13	日本	株式	イオンクレジットサービス	その他金融業	34,400	1,276.00	43,894,400	1,145.00	39,388,000	2.81
14	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	151	302,701.01	45,707,854	257,100.00	38,822,100	2.77
15	日本	株式	NKSJホールディングス	保険業	63,000	645.44	40,662,900	543.00	34,209,000	2.44
16	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	13,900	2,669.79	37,110,139	2,215.00	30,788,500	2.20
17	日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	10,900	2,955.54	32,215,398	2,693.00	29,353,700	2.09
18	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	17,200	1,664.00	28,620,800	1,338.00	23,013,600	1.64
19	日本	株式	常陽銀行	銀行業	69,000	387.84	26,760,970	327.00	22,563,000	1.61
20	日本		西日本シティ銀行	銀行業	69,000	279.42	19,280,046	239.00	16,491,000	1.17
21	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	21,000	841.02	17,661,516	738.00	15,498,000	1.10
22	日本	株式	京葉銀行	銀行業	37,000	470.07	17,392,910	416.00	15,392,000	1.10
23	日本		三菱UFJリース	その他金融業	3,730	3,710.00	13,838,300	3,335.00	12,439,550	0.88
24	日本	株式	富士通	電気機器	26,000	554.44	14,415,689	470.00	12,220,000	0.87
25	日本		NSD	情報・通信業	14,000	905.96	12,683,513	830.00	11,620,000	0.83
26			ヤフー	情報・通信業	377	31,003.48	11,688,311	29,760.00	11,219,520	0.80
27	日本	株式	アニコム ホールディングス	保険業	3,700	3,026.80	11,199,179	2,970.00	10,989,000	0.78
28	日本	株式	もしもしホットライン	サービス業	6,950	1,857.65	12,910,700	1,553.00	10,793,350	0.77
29	日本	株式	新日鉄ソリューションズ	情報・通信業	5,100	1,889.99	9,638,953	1,595.00	8,134,500	0.58
30	日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	6,700	1,362.40	9,128,136	1,089.00	7,296,300	0.52

「地球環境ファンド」

順位	<u>小坂児ファ</u> 国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ドイツ	株式	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	家庭用品	11,000	5,325.92	58,585,131	5,146.03	56,606,427	3.43
2	イギリス	株式	BG GROUP PLC	石油・ガス・消耗燃料	24,899	1,964.16	48,905,776	2,094.70	52,156,159	3.16
3	アメリカ	株式	PRAXAIR INC	化学	5,900	8,239.33	48,612,067	8,399.81	49,558,896	3.00
4	アメリカ	株式	STERICYCLE INC	商業・専門サービス	6,600	7,265.64	47,953,270	7,332.16	48,392,302	2.93
5	アメリカ	株式	FIRST SOLAR INC	半導体・ 半導体製造装置	3,600	13,987.49	50,354,974	12,920.67	46,514,442	2.82
6	日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	126,000	330.00	41,580,000	366.00	46,116,000	2.80
7	アメリカ	株式	CHESAPEAKE ENERGY CORP	石油・ガス・消耗燃料	16,100	2,530.25	40,737,097	2,854.53	45,958,085	2.79
8	アメリカ	株式	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	化学	9,200	4,544.14	41,806,157	4,529.18	41,668,460	2.53
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	13,000	3,680.00	47,840,000	3,125.00	40,625,000	2.46
10	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	30,400	1,242.00	37,756,800	1,151.00	34,990,400	2.12
11	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	7,400	5,506.78	40,750,228	4,625.00	34,225,000	2.07
12	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,100	3,905.00	39,440,500	3,350.00	33,835,000	2.05
13	日本	株式	住生活グループ	金属製品	15,300	1,941.00	29,697,300	2,160.00	33,048,000	2.00
14	アメリカ	株式	CORNING INC	電子装置・機器・部品	17,500	1,931.57	33,802,553	1,729.52	30,266,600	1.83
15	日本	株式	日立化成工業	化学	17,400	1,993.00	34,678,200	1,691.00	29,423,400	1.78
16	アメリカ	株式	JOHNSON CONTROLS INC	自動車部品	8,200	3,525.56	28,909,592	3,459.04	28,364,128	1.72
17	日本	株式	住友化学	化学	68,000	462.99	31,483,357	415.00	28,220,000	1.71
18	アメリカ	株式	TRANSCANADA CORP	石油・ガス・消耗燃料	8,400	3,204.60	26,918,648	3,352.60	28,161,907	1.70
19	日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	54,000	599.00	32,346,000	518.00	27,972,000	1.69
20	アメリカ	株式	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	8,900	3,163.02	28,150,931	3,091.51	27,514,501	1.67
21	日本	株式	日立造船	機械	234,000		29,952,000		27,378,000	
22	アメリカ	株式	APACHE CORPORATION	石油・ガス・消耗燃料	2,500	9,978.83	24,947,078	10,845.25	27,113,136	1.64
23	フランス	株式	GDF SUEZ	総合公益事業	7,928		27,683,220		26,844,334	1.62
	日本	株式	旭化成	化学	47,000	583.00	27,401,000		26,367,000	
25	日本	株式	リンナイ	金属製品	4,700		23,147,500		25,944,000	1.57
26	日本	株式	クラレ	化学	23,500		26,421,086		25,192,000	
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	25,000		24,250,000		24,550,000	_
28	日本	株式	日立製作所	電気機器	55,000	478.86	26,337,752	433.00	23,815,000	1.44
29	日本	株式	大陽日酸	化学	33,000	746.00	24,618,000	693.00	22,869,000	1.38
30	アメリカ	株式	WATERS CORP	ライフサイエンス ツールサービス	3,000	6,933.04	20,799,141	7,218.25	21,654,754	1.31

<u>「株主還元成長株ファンド」</u>

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱電機	電気機器	181,000	970.00	175,570,000	982.00	177,742,000	5.21
2	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	88,000	1,343.00	118,184,000	1,212.00	106,656,000	3.12
3	日本	株式	ドン・キホーテ	小売業	39,500	2,913.00	115,063,500	2,629.00	103,845,500	3.04
4	日本		参天製薬	医薬品	31,300	3,065.00	95,934,500	3,315.00	103,759,500	3.04
5	日本		アイシン精機	輸送用機器	34,700	3,205.00	111,213,500	2,888.00	100,213,600	2.93
6	日本	株式	富士通	電気機器	201,000	555.00	111,555,000	470.00	94,470,000	2.77
7	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	35,500	2,672.00	94,856,000	2,434.00	86,407,000	2.53
8	日本	株式	東芝	電気機器	210,000	533.00	111,930,000	407.00	85,470,000	2.50
9	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	18,000	5,610.00	100,980,000	4,625.00	83,250,000	2.44
10	日本	株式	新神戸電機	電気機器	72,000	1,044.00	75,168,000	1,128.00	81,216,000	2.38
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	87,500	884.00	77,350,000	871.00	76,212,500	2.23
12	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	24,000	3,680.00	88,320,000	3,125.00	75,000,000	2.19
13	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	43,300	2,254.00	97,598,200	1,691.00	73,220,300	2.14
14	日本	株式	信越化学工業	化学	15,800	4,775.00	75,445,000	4,135.00	65,333,000	1.91
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	26,800	2,355.00	63,114,000	2,309.00	61,881,200	1.81
16	日本	株式	ソニー	電気機器	20,000	3,075.00	61,500,000	2,664.00	53,280,000	1.56
17	日本		東京海上ホールディングス	保険業	23,300	2,788.00	64,960,400	2,224.00	51,819,200	1.51
18	日本	株式	日立製作所	電気機器	117,000	497.00	58,149,000	433.00	50,661,000	
19	日本	株式	メルコホールディングス	電気機器	18,800	3,270.00	61,476,000	2,688.00	50,534,400	1.48
20	日本		任天堂	その他製品	2,200	25,700.00	56,540,000	22,470.00	49,434,000	
21	日本	株式	TDK	電気機器	10,000	5,690.00	56,900,000	4,915.00	49,150,000	1.44
22	日本	株式	日本電産	電気機器	6,800	7,980.00	54,264,000	7,200.00	48,960,000	1.43
23	日本		大和工業	鉄鋼	17,500	2,720.00	47,600,000	2,770.00	48,475,000	
24	日本	株式	クラレ	化学	45,000	1,160.00	52,200,000	1,072.00	48,240,000	1.41
25	日本	株式	日本新薬	医薬品	45,000	1,113.00	50,085,000	1,067.00	48,015,000	1.40
26	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	124,000	369.00	45,756,000	380.00	47,120,000	1.38
27	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	13,800	3,905.00	53,889,000	3,350.00	46,230,000	
28	日本		横浜銀行	銀行業	114,000	453.00	51,642,000	395.00	45,030,000	
29	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	31,000	1,600.00	49,600,000	1,419.00	43,989,000	-
30	日本	株式	住友化学	化学	103,000	471.00	48,513,000	415.00	42,745,000	1.25

「マネープールファンド 」 該当事項はありません。

# 種類別及び業種別投資比率

「情報エレクトロニクスファンド」

月刊エレノトローノヘノ		
種類	業種	投資比率(%)
株式	化学	3.62
	非鉄金属	1.71
	金属製品	1.26
	機械	1.23
	電気機器	64.35
	精密機器	1.52
	その他製品	2.34
	情報・通信業	20.46
	卸売業	1.44
	小計	97.97
合計		97.97

「市況産業ファンド」

「中爪性未ノアノド」		
種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	9.49
	繊維製品	0.65
	パルプ・紙	1.31
	化学	38.45
	石油・石炭製品	6.90
	ガラス・土石製品	6.09
	鉄鋼	16.22
	非鉄金属	13.78
	電気機器	1.06
	その他製品	1.21
	卸売業	3.07
	小計	98.28
合計		98.28

「公共株ファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	12.44
	化学	2.43
	ガラス・土石製品	1.94
	金属製品	6.40
	機械	2.06
	電気機器	0.95
	電気・ガス業	17.83
	陸運業	20.56
	海運業	0.99
	倉庫・運輸関連業	2.69
	情報・通信業	9.47
	不動産業	18.49
	サービス業	0.74
	小計	97.04
合計		97.04

<u>「ファイナンシャル・情報株ファンド」</u>

	本ファフ   「 ]	
種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	0.87
	情報・通信業	9.28
	銀行業	47.15
	保険業	24.60
	その他金融業	13.99
	サービス業	0.77
	小計	96.68
合計		96.68

「地球環境ファンド」

<u>' 地球環境ノアン</u> 種類		業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.51
		繊維製品	1.06
		化学	13.29
		石油・石炭製品	1.29
		ガラス・土石製品	0.99
		鉄鋼	1.20
		非鉄金属	4.71
		金属製品	3.58
		機械	4.33
		電気機器	7.98
		輸送用機器	9.49
		精密機器	0.94
		その他製品	1.00
		電気・ガス業	1.10
		陸運業	2.07
		卸売業	1.12
		サービス業	1.06
	海外	石油・ガス・消耗燃料	10.32
		化学	6.76
		電気設備	1.77
		商業・専門サービス	5.82
		自動車部品	1.72
		家庭用品	3.43
		電子装置・機器・部品	1.83
		半導体・半導体製造装置	2.82
		電力	1.95
		ガス	0.85
		総合公益事業	1.62
		独立系発電事業・エネルギー販売	1.30
		ライフサイエンスツールサービス	1.31
		小計	97.37
合計			97.37

「株主還元成長株ファンド」

・ 体土退兀风長休ファフト 種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	1.22
	建設業	0.12
	繊維製品	0.33
	パルプ・紙	0.73
	化学	9.09
	医薬品	6.08
	石油・石炭製品	1.49
	ゴム製品	0.40
	ガラス・土石製品	1.41
	鉄鋼	5.13
	非鉄金属	1.40
	金属製品	0.96
	機械	1.55
	電気機器	25.57
	輸送用機器	10.76
	精密機器	1.25
	その他製品	2.90
	電気・ガス業	1.38
	陸運業	2.44
	海運業	0.07
	倉庫・運輸関連業	0.20
	情報・通信業	3.48
	卸売業	6.38
	小売業	6.13
	銀行業	1.99
	保険業	2.33
	サービス業	2.80
	小計	97.70
合計		97.70

「マネープールファンド」 該当事項はありません。

> 【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

平成23年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。 「情報エレクトロニクスファンド」

	計算期間	純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第18期	(2002年2月21日)	45,023	45,277	0.7111	0.7151	
第19期	(2003年2月21日)	30,667	30,835	0.5473	0.5503	
第20期	(2004年2月23日)	36,951	37,202	0.7357	0.7407	
第21期	(2005年2月21日)	34,956	34,956	0.7298	0.7298	
第22期	(2006年2月21日)	32,944	33,198	0.9093	0.9163	
第23期	(2007年2月21日)	25,666	25,831	0.9301	0.9361	
第24期	(2008年2月21日)	16,661	16,661	0.7580	0.7580	
第25期	(2009年2月23日)	7,966	8,005	0.4015	0.4035	
第26期	(2010年2月22日)	9,470	9,607	0.5537	0.5617	
第27期	(2011年2月21日)	8,221	8,292	0.5775	0.5825	
	2010年3月末日	10,175		0.6021		
	4月末日	10,259		0.6161		
	5月末日	8,926		0.5399		
	6月末日	8,279		0.5062		
	7月末日	8,508		0.5274		
	8月末日	7,684		0.4820		
	9月末日	7,680		0.5084		
	10月末日	7,529		0.5046		
	11月末日	7,871		0.5361		
	12月末日	8,022		0.5517	·	
	2011年1月末日	7,890		0.5506		
	2月末日	8,084		0.5651		
	3月末日	7,188		0.5202		

# 「市況産業ファンド」

「印ル圧来ノ	計算期間		(百万円)	1口当たり純資産額(円)		
計算期間		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第18期	(2002年2月21日)	1,477	1,483	0.4548	0.4568	
第19期	(2003年2月21日)	840	844	0.4068	0.4088	
第20期	(2004年2月23日)	1,001	1,006	0.5461	0.5491	
第21期	(2005年2月21日)	950	957	0.6625	0.6675	
第22期	(2006年2月21日)	1,741	1,750	1.0840	1.0900	
第23期	(2007年2月21日)	1,359	1,387	1.2407	1.2667	
第24期	(2008年2月21日)	858	858	0.9525	0.9525	
第25期	(2009年2月23日)	410	414	0.4722	0.4762	
第26期	(2010年2月22日)	465	470	0.6190	0.6260	
第27期	(2011年2月21日)	391	395	0.6445	0.6515	
	2010年3月末日	503		0.6697		
	4月末日	499		0.6718		
	5月末日	454		0.6018		
	6月末日	413		0.5536		
	7月末日	391		0.5548		
	8月末日	353		0.5020		
	9月末日	361		0.5436		
	10月末日	345		0.5285		
	11月末日	361		0.5559		
	12月末日	381		0.5929		
	2011年1月末日	376		0.6076		
	2月末日	389		0.6262		
	3月末日	370		0.6023		

# <u>「公共株ファンド」</u>

計算期間		純資産総額(百万円)		1口当たり純貧	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第18期	(2002年2月21日)	6,883	6,920	0.5512	0.5542
第19期	(2003年2月21日)	5,796	5,819	0.4958	0.4978
第20期	(2004年2月23日)	8,022	8,074	0.6241	0.6281
第21期	(2005年2月21日)	7,795	7,886	0.6888	0.6968
第22期	(2006年2月21日)	7,370	7,456	0.9394	0.9504
第23期	(2007年2月21日)	5,139	5,232	1.1054	1.1254
第24期	(2008年2月21日)	2,699	2,699	0.7665	0.7665
第25期	(2009年2月23日)	1,838	1,845	0.5427	0.5447
第26期	(2010年2月22日)	1,742	1,771	0.6023	0.6123
第27期	(2011年2月21日)	662	668	0.6221	0.6271
	2010年3月末日	899		0.6436	
	4月末日	915		0.6558	
	5月末日	832		0.5941	
	6月末日	808		0.5793	
	7月末日	801		0.5747	
	8月末日	628		0.5633	
	9月末日	605		0.5563	
	10月末日	592		0.5490	
	11月末日	606		0.5616	
	12月末日	627		0.5852	
	2011年1月末日	636		0.5936	
	2月末日	660		0.6156	
	3月末日	584		0.5448	

### 「ファイナンシャル・情報株ファンド」

計算期間		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期	(2002年2月21日)	2,552	2,552	0.2904	0.2904
第16期	(2003年2月21日)	2,038	2,038	0.2292	0.2292
第17期	(2004年2月23日)	2,633	2,641	0.3541	0.3551
第18期	(2005年2月21日)	3,407	3,414	0.4646	0.4656
第19期	(2006年2月21日)	5,298	5,306	0.7108	0.7118
第20期	(2007年2月21日)	4,880	4,880	0.7184	0.7184
第21期	(2008年2月21日)	2,750	2,750	0.4526	0.4526
第22期	(2009年2月23日)	1,185	1,191	0.2260	0.2270
第23期	(2010年2月22日)	1,626	1,633	0.2606	0.2616
第24期	(2011年2月21日)	1,535	1,562	0.2882	0.2932
	2010年3月末日	1,751		0.2871	
	4月末日	1,688		0.2977	
	5月末日	1,487		0.2607	
	6月末日	1,370		0.2429	
	7月末日	1,376		0.2470	
	8月末日	1,276		0.2309	
	9月末日	1,285		0.2345	
	10月末日	1,283		0.2360	
	11月末日	1,338		0.2471	
	12月末日	1,445		0.2662	
	2011年1月末日	1,415		0.2622	
	2月末日	1,479		0.2793	
	3月末日	1,398		0.2459	

# <u>「地球環境ファンド」</u>

計算期間		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
			(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12期	(2002年2月21日)	5,320	5,348	0.5653	0.5683
第13期	(2003年2月21日)	3,583	3,599	0.4386	0.4406
第14期	(2004年2月23日)	4,041	4,062	0.5684	0.5713
第15期	(2005年2月21日)	4,173	4,237	0.6503	0.6603
第16期	(2006年2月21日)	4,274	4,337	0.8787	0.8917
第17期	(2007年2月21日)	4,040	4,092	0.9585	0.9707
第18期	(2008年2月21日)	3,149	3,166	0.8938	0.8988
第19期	(2009年2月23日)	1,614	1,629	0.5281	0.5331
第20期	(2010年2月22日)	1,763	1,791	0.7013	0.7123
第21期	(2011年2月21日)	1,805	1,826	0.7716	0.7806
	2010年3月末日	1,880		0.7451	
	4月末日	1,860		0.7491	
	5月末日	1,665		0.6733	
	6月末日	1,595		0.6476	
	7月末日	1,620		0.6656	
	8月末日	1,526		0.6301	
	9月末日	1,623		0.6735	
	10月末日	1,610		0.6709	
	11月末日	1,643		0.6877	
	12月末日	1,713		0.7241	
	2011年1月末日	1,735		0.7378	
	2月末日	1,797		0.7603	
	3月末日	1,646		0.7408	

### 「株主還元成長株ファンド」

· 休土退儿观	- 長株ファント」 	 純資産総額	(古万田)	 1口当たり純資	空产類(田)
	計算期間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第11期	(2002年2月21日)	13,133	13,206	0.5395	0.5425
第12期	(2003年2月21日)	9,405	9,451	0.4094	0.4114
第13期	(2004年2月23日)	9,922	9,965	0.4681	0.4701
第14期	(2005年2月21日)	9,646	9,705	0.4913	0.4943
第15期	(2006年2月21日)	12,090	12,197	0.6794	0.6854
第16期	(2007年2月21日)	11,186	11,308	0.7353	0.7433
第17期	(2008年2月21日)	7,134	7,134	0.5454	0.5454
第18期	(2009年2月23日)	3,371	3,396	0.2702	0.2722
第19期	(2010年2月22日)	3,779	3,847	0.3331	0.3391
第20期	(2011年2月21日)	3,735	3,777	0.3550	0.3590
	2010年3月末日	4,112		0.3599	
	4月末日	4,092		0.3633	
	5月末日	3,670		0.3274	
	6月末日	3,475		0.3122	
	7月末日	3,479		0.3147	
	8月末日	3,195		0.2910	
	9月末日	3,316		0.3043	
	10月末日	3,254		0.3005	
	11月末日	3,412		0.3175	
	12月末日	3,564		0.3344	
	2011年1月末日	3,599		0.3408	
	2月末日	3,683		0.3469	
	3月末日	3,409		0.3229	

# 「マネープールファンド」

計算期間		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第18期	(2002年2月21日)	1,692	1,692	1.0015	1.0015
第19期	(2003年2月21日)	1,471	1,471	1.0015	1.0015
第20期	(2004年2月23日)	431	431	1.0014	1.0014
第21期	(2005年2月21日)	386	386	1.0014	1.0014
第22期	(2006年2月21日)	578	578	1.0014	1.0014
第23期	(2007年2月21日)	529	529	1.0021	1.0026
第24期	(2008年2月21日)	331	331	1.0035	1.0045
第25期	(2009年2月23日)	270	271	1.0047	1.0057
第26期	(2010年2月22日)	138	139	1.0053	1.0058
第27期	(2011年2月21日)	124	124	1.0057	1.0062
	2010年3月末日	142		1.0054	
	4月末日	150		1.0055	
	5月末日	112		1.0056	
	6月末日	100		1.0057	
	7月末日	99		1.0057	
	8月末日	99		1.0058	
	9月末日	109		1.0059	
	10月末日	97		1.0060	
	11月末日	105		1.0061	
	12月末日	109		1.0061	
	2011年1月末日	113		1.0062	
	2月末日	115		1.0058	
	3月末日	128		1.0058	

【分配の推移】 「情報エレクトロニクスファンド」

	<u> </u>
期	1口当たりの分配金
第18期	0.0040 円
第19期	0.0030 円
第20期	0.0050 円
第21期	0.0000 円
第22期	0.0070 円
第23期	0.0060 円
第24期	0.0000 円
第25期	0.0020 円
第26期	0.0080 円
第27期	0.0050 円

### 「市況産業ファンド」

期	1口当たりの分配金
第18期	0.0020 円
第19期	0.0020 円
第20期	0.0030 円
第21期	0.0050 円
第22期	0.0060 円
第23期	0.0260 円
第24期	0.0000 円
第25期	0.0040 円
第26期	0.0070 円
第27期	0.0070 円

# <u>「公共株ファンド」</u>

期	1口当たりの分配金
第18期	0.0030 円
第19期	0.0020 円
第20期	0.0040 円
第21期	0.0080 円
第22期	0.0110 円
第23期	0.0200 円
第24期	0.0000 円
第25期	0.0020 円
第26期	0.0100 円
第27期	0.0050 円

# <u>「ファイナンシャル・情報株ファンド」</u>

<u> </u>	IHTXIVY / / I I	
期	1口当たりの分配金	
第15期	0.0000 円	
第16期	0.0000 円	
第17期	0.0010 円	
第18期	0.0010 円	
第19期	0.0010 円	
第20期	0.0000 円	
第21期	0.0000 円	
第22期	0.0010 円	
第23期	0.0010 円	
第24期	0.0050 円	

### 「地球環境ファンド」

_ 地球場場ファフト」	
期	1口当たりの分配金
第12期	0.0030 円
第13期	0.0020 円
第14期	0.0030 円
第15期	0.0100 円
第16期	0.0130 円
第17期	0.0130 円
第18期	0.0050 円
第19期	0.0050 円
第20期	0.0110 円
第21期	0.0090 円

# 「株主還元成長株ファンド」

期	1口当たりの分配金
第11期	0.0030 円
第12期	0.0020 円
第13期	0.0020 円
第14期	0.0030 円
第15期	0.0060 円
第16期	0.0080 円
第17期	0.0000 円
第18期	0.0020 円
第19期	0.0060 円
第20期	0.0040 円

# 「マネープールファンド」

<u> </u>	_ ! _ !		
期	1口当たりの分配金		
第18期	0.0000 円		
第19期	0.0000 円		
第20期	0.0000 円		
第21期	0.0000 円		
第22期	0.0000 円		
第23期	0.0005 円		
第24期	0.0010 円		
第25期	0.0010 円		
第26期	0.0005 円		
第27期	0.0005 円		

# 【 収益率の推移 】 「情報エレクトロニクスファンド」

<u> </u>	<u> </u>	
期	収益率	
第18期	29.9	%
第19期	22.6	%
第20期	35.3	%
第21期	0.8	%
第22期	25.6	%
第23期	2.9	%
第24期	18.5	%
第25期	46.8	%
第26期	39.9	%
第27期	5.2	%

#### 「市況産業ファンド

<u> </u>		
期	収益率	
第18期	13.9 %	
第19期	10.1 %	
第20期	35.0 %	
第21期	22.2 %	
第22期	64.5 %	
第23期	16.9 %	
第24期	23.2 %	
第25期	50.0 %	
第26期	32.6 %	
第27期	5.3 %	

# 「公共株ファンド」

<u> </u>		
期	収益率	
第18期	15.7 %	
第19期	9.7 %	
第20期	26.7 %	
第21期	11.6 %	
第22期	38.0 %	
第23期	19.8 %	
第24期	30.7 %	
第25期	28.9 %	
第26期	12.8 %	
第27期	4.1 %	

### 「ファイナンシャル・情報株ファンド」

27177111		
期	収益率	
第15期	33.6	%
第16期	21.1	%
第17期	54.9	%
第18期	31.5	%
第19期	53.2	%
第20期	1.1	%
第21期	37.0	%
第22期	49.8	%
第23期	15.8	%
第24期	12.5	%

# <u>「地球環境ファンド」</u>

期	収益率
第12期	16.7 %
第13期	22.1 %
第14期	30.3 %
第15期	16.2 %
第16期	37.1 %
第17期	10.5 %
第18期	6.2 %
第19期	40.4 %
第20期	34.9 %
第21期	11.3 %

# 「株主還元成長株ファンド」

期	収益率	
第11期	17.6	%
第12期	23.7	%
第13期	14.8	%
第14期	5.6	%
第15期	39.5	%
第16期	9.4	%
第17期	25.8	%
第18期	50.1	%
第19期	25.5	%
第20期	7.8	%

# 「マ<u>ネープールファンド」</u>

#1	<u>,</u> 収益率	
期	収益率	
第18期	0.0 %	
第19期	0.0 %	
第20期	0.0 %	
第21期	0.0 %	
第22期	0.0 %	
第23期	0.1 %	
第24期	0.2 %	
第25期	0.2 %	
第26期	0.1 %	
第27期	0.1 %	

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

「情報エレクトロニクスファンド」

<u> </u>	<u> </u>		
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第18期	12,734,033,818	15,605,676,861	63,313,596,043
第19期	4,684,564,003	11,961,659,061	56,036,500,985
第20期	7,492,835,657	13,304,446,368	50,224,890,274
第21期	10,038,854,292	12,365,706,912	47,898,037,654
第22期	4,409,531,961	16,077,565,449	36,230,004,166
第23期	2,221,508,701	10,857,267,434	27,594,245,433
第24期	565,254,782	6,179,400,037	21,980,100,178
第25期	162,736,933	2,300,956,337	19,841,880,774
第26期	1,009,997,429	3,747,314,068	17,104,564,135
第27期	451,018,954	3,317,746,369	14,237,836,720

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「市況産業ファンド」

_ 中ル注来ファフ			
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第18期	181,600,824	622,756,989	3,248,337,316
第19期	152,182,647	1,335,590,507	2,064,929,456
第20期	646,750,837	877,837,947	1,833,842,346
第21期	343,053,335	742,440,037	1,434,455,644
第22期	1,377,779,684	1,205,880,189	1,606,355,139
第23期	267,682,841	778,449,015	1,095,588,965
第24期	335,343,659	529,663,080	901,269,544
第25期	157,800,517	189,404,125	869,665,936
第26期	190,943,395	308,469,554	752,139,777
第27期	70,813,871	215,606,235	607,347,413

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 「公共株ファンド」

_ ム六1本ノナノー			
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第18期	294,044,855	5,684,954,278	12,488,355,762
第19期	382,063,858	1,180,066,071	11,690,353,549
第20期	2,963,058,675	1,798,884,803	12,854,527,421
第21期	259,784,805	1,796,403,126	11,317,909,100
第22期	492,215,766	3,963,842,738	7,846,282,128
第23期	482,843,383	3,679,265,036	4,649,860,475
第24期	89,296,418	1,217,696,915	3,521,459,978
第25期	50,278,745	184,666,691	3,387,072,032
第26期	45,238,922	539,101,059	2,893,209,895
第27期	46,595,533	1,874,080,504	1,065,724,924

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<u>「ファイナンシャル・情報株ファンド」</u>

<u> </u>	ル・同報がノバント」		
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15期	6,880,240,258	1,226,894,042	8,791,458,624
第16期	6,711,314,837	6,611,347,282	8,891,426,179
第17期	7,109,324,212	8,563,130,415	7,437,619,976
第18期	6,633,469,534	6,738,018,832	7,333,070,678
第19期	7,721,105,446	7,598,956,042	7,455,220,082
第20期	3,385,351,405	4,047,225,796	6,793,345,691
第21期	1,394,698,834	2,110,057,967	6,077,986,558
第22期	607,180,970	1,437,904,515	5,247,263,013
第23期	5,485,772,594	4,488,866,469	6,244,169,138
第24期	429,804,326	1,343,940,392	5,330,033,072

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

# 「地球環境ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12期	625,104,769	770,731,425	9,411,525,790
第13期	72,411,940	1,315,040,684	8,168,897,046
第14期	88,588,200	1,146,700,842	7,110,784,404
第15期	196,458,340	890,089,690	6,417,153,054
第16期	899,150,230	2,452,166,528	4,864,136,756
第17期	149,521,843	797,738,029	4,215,920,570
第18期	253,552,181	945,928,153	3,523,544,598
第19期	205,953,206	673,228,969	3,056,268,835
第20期	42,266,391	584,052,365	2,514,482,861
第21期	50,190,166	224,454,418	2,340,218,609

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 「株主還元成長株ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11期	659,810,123	1,737,322,049	24,341,837,402
第12期	327,405,866	1,692,270,543	22,976,972,725
第13期	605,872,048	2,383,675,184	21,199,169,589
第14期	898,912,827	2,464,901,721	19,633,180,695
第15期	1,850,635,243	3,686,935,957	17,796,879,981
第16期	583,840,477	3,167,516,601	15,213,203,857
第17期	307,813,317	2,439,505,044	13,081,512,130
第18期	208,227,931	814,474,628	12,475,265,433
第19期	167,939,292	1,299,375,914	11,343,828,811
第20期	216,099,195	1,036,853,266	10,523,074,740

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

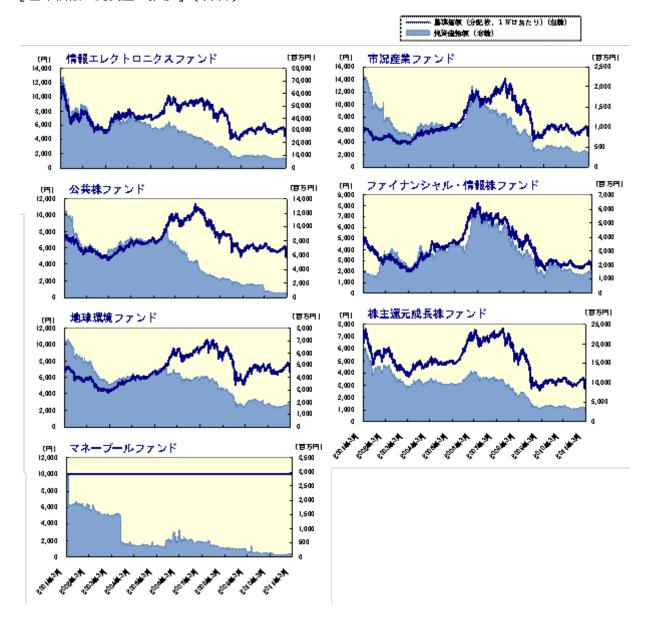
#### 「マネープールファンド」

<u> </u>	<i>7 7 1</i> 3		
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第18期	4,258,710,800	3,472,856,358	1,690,054,093
第19期	1,118,091,633	1,338,365,637	1,469,780,089
第20期	796,626,355	1,835,987,828	430,418,616
第21期	825,847,080	870,523,335	385,742,361
第22期	2,951,153,866	2,759,553,514	577,342,713
第23期	2,206,324,536	2,255,526,488	528,140,761
第24期	856,422,339	1,054,471,706	330,091,394
第25期	358,963,617	419,564,255	269,490,756
第26期	562,945,232	694,190,848	138,245,140
第27期	182,478,365	196,665,128	124,058,377

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

# <参考情報> 運用実績(2011年3月31日現在)

# [基準価額・純資産の推移](日次)



# [分配の推移](1万口あたり、課税前)

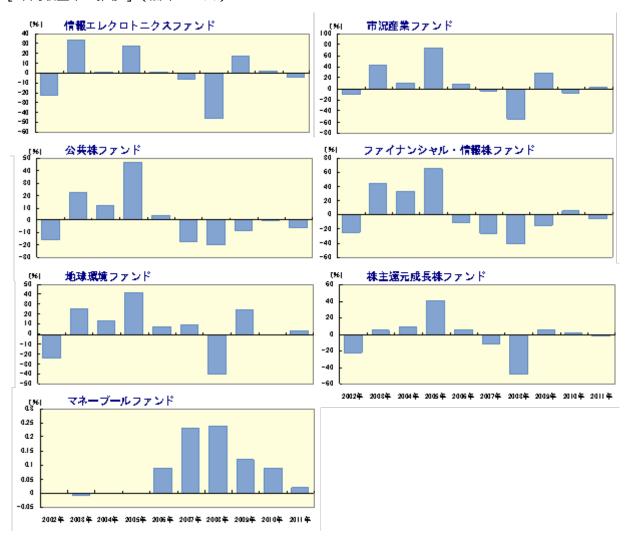
	情報エレクトロニクス ファンド	市況産業ファンド	公共株ファンド	ファイナンシャル゚ 情報株ファンド	地球環境ファンド	株主選元 成長株ファンド	マネープールファント
2011年2月	50 円	70 円	50 円	50 円	90 円	40円	5 円
2010年2月	80 円	70 円	100円	10 円	110円	60 円	5 円
2009年2月	20 円	40 円	20 円	10 円	50 円	20 円	10 円
2008年2月	0 円	0 円	0 円	0 円	50 円	0 円	10 円
2007年2月	60 円	260 円	200 円	0円	130円	80 円	5 円
設定来累計	3,610 円	7,530 円	10,190円	1,290 円	1,170 円	895 円	3,950 円

# [主要な資産の状況]

	別投資比率(上位) エレクトロニクスファンド					
順位	銘柄	業種	投资比率 (%)			
1	ゾニー	<b>電気機器</b>	9.3			
	<u> </u>	電気機器	8.7			
	三菱電機	電気機器	7.3			
4	エヌ・ティティドコモ	情報 通信業	7.1			
- 5	日立製作所	<b>電気機器</b>	6.6			
- 6	日本電信電話	情報 通信業	6.4			
- 7	東芝	電気機器	5.6			
8	富士通	<b>電気機器</b>	5.2			
9	日本電産	電気機器	4.8			
10	パナソニック	電気機器	4.0			
市況直	<b>産業ファンド</b>					
順位	銘柄	業種	投资比率 (%)			
	国際石油開発帝石	<b>鉱業</b>	6.8			
	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄網	6.6			
	住友金属鉱山	非鉄金属	6.6			
4	住友化学	化業	6.4			
	新日本製鐵	鉄網	6.1			
	メホールデイングス ************************************	石油石炭製品	6.1			
	住友電気工業	非鉄金属	6.1			
	JSR	化学 化学	5.1			
	信越化学工業		5.0			
10	旭硝子	ガラス・土石製品	3.9			
公共	<b></b> 東ファンド					
順位	銘柄	業種	投资比率 (%)			
1	東日本旅客鉄道	陸運業	7.8			
	三菱地所	不動產業	6.7			
	<b>関西電</b> 力	電気 ガス業	5.2			
	東京瓦斯	電気・ガス業	4.6			
	エヌ・ティ・ティドコモ	情報 通信業	4.4			
	三井不動産	不動産業	4.0			
	<b>在生活グループ</b>	金属製品	3.8			
	西日本旅客鉄道	陸運業	3.5			
-	日本電信電話	情報 通信業	3.5			
	住友不動産	不動産業	2.8			
ファ・	イナンシャル・情報株ファンド					
順位	銘柄	業種	投資比率			
			(%)			
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	9.4			
	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	8.8			
	オリックス	その他金融業	8.1			
4	東京海上ホールディングス	保険業	8.0			
0	みずぼフィナンシャルグループ	銀行業	7.0			
	MS& ADインシュアランフグループホールディングス		6.0			
	横兵銀行	銀行業	5.8			
	千葉銀行 NEL コンナックにリナーリズク 超コ	銀行業	4.4			
	ソニーフィナンシャルホー ルディングス 静岡銀行	保険業 銀行業	3.9 3.8			
10	milwines i	acx 1 15fc	3.0	国/地	域別投資比率(上位)	ı
地球	1.境ファンド		18.5-11			18.55-11-1
順位	銘柄	業種	投资比率 (%)	順位	国/地域 (通貨別)	投资比率(%)
	HBNKBL AG & CO KGAA VORZUG	家庭用品	3.4	1		55.8
	BG GROUP PLC	石油ガス消耗燃料	3.2		アメルカ	27.3
	FRAXAIR INC	化学	3.0		ドイツ	4.3
	STERICYCLE INC	商業・専門サービス。	2.9		组以	3.2
	FIRST SOLAR INC	半導体・半導体製造装置	2.8	5	香港	2.7
	川 <u>崎重工業</u>	輸送用機器	2.8			
	CHESAPEAKE BNERGY CORP	石油ガス消耗燃料	2.8			
	QUIMICA YMINERA CHILI-SP ADR	化学	2.5			
	本田技研工業	輸送用機器	2.5			
10	住友電気工業	非鉄金属	2.1			

株主	<b>電元成長株ファンド</b>					
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)			
1	三菱電機	<b>電気機器</b>	5.2			
2	ダイハツ工業	輸送用機器	3.1			
3	ドン・キホーテ	小売業	3.0			
4	参天製業	医莱品	3.0			
5	アイシン精機	輸送用機器	2.9			
	富士通	<b>電気機器</b>	2.8			
- 7	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	2.5			
8	東芝	<b>電気機器</b>	2.5			
	東日本旅客鉄道	陸運業	2.4			
10	新神戸電機	<b>電気機器</b>	2.4			
マネー	マネープールファンド					
資産の種類						
現金・:	検金・その他の資産(負債控除後)		100.0			

### [年間収益率の推移](暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2011年は年初から3月末までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。 グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、10万円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、10万円以上1円単位とします。また、スイッチングに際し、当該投資者が保有する一ファンドまたは複数のファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は3千円以上1円単位とします。(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

なお、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

各ファンドの受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

ただし、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「地球環境ファンド」の場合)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを取り消す場合があります。

#### <申込手数料>

( )「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、取得申込日の基準価額に2.1%

(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### 2【換金(解約)手続等】

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1円単位または1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額となります。

換金時の税金につきましては「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧下さい。

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいて、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限 を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して4営業日目から販売

会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「地球環境ファンド」の場合)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

#### (b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、1円単位または1口単位をもってその 受益権を買取ります。

買取請求の受付けについては、午後3時までに、買取請求のお申込みが行われかつ、その買取請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

受益権の買取価額は、買取申込みの受付日の基準価額とします。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいて、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える買取りは行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、大口解約の制限に準じて、別途、制限を設ける場合があります(詳しくは前記「(a)信託の一部解約(解約請求制)」をご参照下さい。)。

買取代金は、原則として買取申込みの受付日から起算して4営業日目から販売 会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「地球環境ファンド」の場合)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
< 受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該 受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該 一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定 にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な われます。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

#### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の終値で評価します。	
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。	

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定

まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」、「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「地球環境ファンド」、「株主還元成長株ファンド」および「マネープールファンド」

平成26年2月21日まで

「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公

共株ファンド」および「マネープールファンド」: 昭和59年2月22日設定「ファイナンシャル・情報株ファンド」: 昭和62年12月1日設定「地球環境ファンド」: 平成2年6月25日設定

「株主還元成長株ファンド」 : 平成3年4月15日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### (4)【計算期間】

原則として毎年2月22日から翌年2月21日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は平成26年2月21日に終了するものとします。

# (5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、各ファンドにつき、信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

#### (b)信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし

ます。

- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる 受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書 面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が 生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書 面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

#### (d)信託約款の変更

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらか じめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付 します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。
- ( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記

( )から( )までの規定にしたがいます。

#### (e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次の アドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない 事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(d)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

# (g)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\*なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

#### 償還金に対する請求権

#### 償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

#### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

#### 換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益者は、受益権を1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合が あります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

# 第3【ファンドの経理状況】

#### レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成して おります。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(平成21年2月24日から 平成22年2月22日まで)および第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表に ついて、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第26期 平成22年 2月22日現在	第27期 平成23年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	434,459,192	144,597,666
株式	9,236,628,700	8,181,733,400
未収入金	104,952,839	16,387,947
未収配当金	25,902,360	15,536,600
未収利息	1,445	396
流動資産合計	9,801,944,536	8,358,256,009
資産合計	9,801,944,536	8,358,256,009
負債の部		
流動負債		
未払金	102,114,291	-
未払収益分配金	136,836,513	71,189,183
未払解約金	16,086,987	6,529,149
未払受託者報酬	5,160,513	4,134,768
未払委託者報酬	70,684,070	54,478,201
その他未払費用	154,753	123,981
流動負債合計	331,037,127	136,455,282
負債合計	331,037,127	136,455,282
純資産の部		
元本等		
元本	17,104,564,135	14,237,836,720
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,633,656,726	6,016,035,993
(分配準備積立金)	2,282,361,582	1,884,528,065
元本等合計	9,470,907,409	8,221,800,727
純資産合計	9,470,907,409	8,221,800,727
負債純資産合計	9,801,944,536	8,358,256,009

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第26期 自平成21年 2月24日 至平成22年 2月22日	第27期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日
営業収益		
受取配当金	175,739,360	143,193,900
受取利息	189,071	51,975
有価証券売買等損益	3,069,114,073	330,649,072
その他収益	4	12
営業収益合計 -	3,245,042,508	473,894,959
宫業費用 三		
受託者報酬	10,030,619	8,945,885
委託者報酬	136,801,765	118,124,014
その他費用	300,794	268,255
営業費用合計	147,133,178	127,338,154
宫業利益	3,097,909,330	346,556,805
経常利益	3,097,909,330	346,556,805
当期純利益	3,097,909,330	346,556,805
- 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	396,141,709	62,017,428
期首剰余金又は期首欠損金()	11,875,587,748	7,633,656,726
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,238,194,859	1,480,374,331
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	2,238,194,859	1,480,374,331
剰余金減少額又は欠損金増加額	561,194,945	200,138,648
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	561,194,945	200,138,648
分配金	136,836,513	71,189,183
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,633,656,726	6,016,035,993

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な会計万針に係る事項に関する注記)					
	第26期	第27期			
	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日			
	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日			
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のあ る有価証券についてはその最終相場( 計算日に最終相場のない場合には、直 近の日の最終相場)で評価しておりま す。	(1)株式 同左			
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日 において、確定配当金額又は予想配当 金額を計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左			
	(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2)有価証券売買等損益の計上基準 同左			
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年2月24 日から平成22年2月22日までとなって おります。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。			

(貸借対照表に関する注記)

第26期	第27期				
平成22年2月22	2日現在	平成23年2月21日現在			
1 計算期間の末日における受益	金権の総数	1 計算期間の末日	1 計算期間の末日における受益権の総数		
	17,104,564,135 🗆		14,237	,836,720 □	
2 投資信託財産計算規則第55条	その6第1項第10号に規定	2 投資信託財産計算	算規則第55条の6第1項	預第10号に規定	
する額		する額			
元本の欠損	7,633,656,726 円	元本の欠損	6,016	,035,993 円	
3 計算期間の末日における1単			こおける1単位当たり		
1口当たり純資産額	0.5537 円	1 口当たり純資産	<b>—</b> F-17 1	0.5775 円	
(10,000口当たり純資産額	5,537 円)	(10,000口当たり	純貧産額	5,775 円)	
		1			

(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
第26期			第27期		
自 平成21年2月24	B		自 平成22年2月23	B	
至 平成22年2月22			至 平成23年2月21		
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額10,852,666,709円(10,000口当た り6,344円)のうち、136,836,513円(10,000口当たり80円)を分配金 額としております。			1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額9,026,650,001円(10,000口当た		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	151,135,872円	費用控除後の配当等収益額	A	106,472,894円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	<u>円</u>
収益調整金額	С	8,433,468,614円	収益調整金額	С	7,070,932,753円
分配準備積立金額	D	2,268,062,223円	分配準備積立金額	D	1,849,244,354円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	10,852,666,709円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	9,026,650,001円
当ファンドの期末残存口数	F	17,104,564,135 🗆	当ファンドの期末残存口数	F	14,237,836,720口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	6,344円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	6,339円
10,000口当たり分配金額	Н	80円	10,000口当たり分配金額	Н	50円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	136,836,513円	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	71,189,183円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項	
第26期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第27期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。
	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。
	これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理
	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の
	信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
	なっております。 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、
	金融間品の時間には、市場価格に基づく価額のはが、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 並既向中の舟間寺に戻りる事項	
第26期	第27期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。
	2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載し ております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期	第27期
自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して	
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なる	기
れていないため、該当事項はございません。	

# (その他の注記) 1 元本の移動

第26期	第27期		
自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日		
至 平成22年2月22日	至 平成23年2月23日		
期首元本額 19,841,880,774 円	期首元本額 17,104,564,135 円		
期中追加設定元本額 1,009,997,429 円	期中追加設定元本額 451,018,954 円		
期中一部解約元本額 3,747,314,068 円	期中一部解約元本額 3,317,746,369 円		

2 有価証券関係 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

で食りの行物能分の食用対照衣引上競寺			
	第	26期	
	自 平成21年2月24日		
	至 平成2	2年2月22日	
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	9,236,628,700	2,380,911,004	
合計	9,236,628,700	2,380,911,004	

73/239

## 売買目的有価証券

		第27期	
		自 平成22年2月23日	
ı		至 平成23年2月21日	
	 種類	損益に含まれた評価差額(円)	
	株式		446,086,904
	合計		446,086,904

# 3 デリバティブ取引関係

第26期(自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日) 該当事項はございません。 第27期(自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日) 該当事項はございません。

# (4)【附属明細表】

## 第1有価証券明細表

# (1)株式

(平成23年2月21日現在)

通貨		株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	大陽日酸	106,000	746.00	79,076,000	
	ダイセル化学工業	192,000	575.00	110,400,000	
	富士フイルムホールディン グス	1,800	3,010.00	5,418,000	
	日東電工	19,100	5,080.00	97,028,000	
	住友電気工業	106,800	1,242.00	132,645,600	
	日本発條	110,000	979.00	107,690,000	
	ダイキン工業	30,000	2,834.00	85,020,000	
	グローリー	7,700	1,996.00	15,369,200	
	イビデン	19,200	2,852.00	54,758,400	
	コニカミノルタホールディ ングス	53,000	769.00	40,757,000	
	ミネベア	165,000	511.00	84,315,000	
	日立製作所	1,188,000	497.00	590,436,000	
	東芝	1,137,000	533.00	606,021,000	
	三菱電機	531,000	970.00	515,070,000	
	東芝テック	19,000	413.00	7,847,000	
	日本電産	48,300	7,980.00	385,434,000	
	第一精工	7,700	4,740.00	36,498,000	
	富士通	793,000	555.00	440,115,000	
	パナソニック	300,600	1,127.00	338,776,200	
	日立国際電気	67,000	796.00	53,332,000	
	ソニー	250,000	3,075.00	768,750,000	
	TDK	39,300	5,690.00	223,617,000	
	アルプス電気	4,900	1,078.00	5,282,200	
	フォスター電機	4,000	2,306.00	9,224,000	
	日本光電工業	2,700	1,829.00	4,938,300	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

56,800

(2)株式以外の有価証券(平成23年2月21日現在) 該当事項はございません。

銘柄数:48

計

合計

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

日立ハイテクノロジーズ

組入時価比率:99.5%

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1,982.00

112,577,600

100%

8,181,733,400

8,181,733,400

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### レインボーファンド(市況産業ファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(平成21年2月24日から 平成22年2月22日まで)および第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表に ついて、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【レインボーファンド(市況産業ファンド)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

株式 459,376,900 389 未収入金 2,844,208 未収配当金 482,400 未収利息 40 流動資産合計 474,774,203 398 資産合計 474,774,203 398 負債の部 流動負債 未払収益分配金 5,264,978 4 未払解約金 100,032 未払受託者報酬 258,885 未払委託者報酬 258,885 未払委託者報酬 3,545,869 2 その他未払費用 7,714 流動負債合計 9,177,478 6	787,527 223,800 -
コール・ローン12,070,6558株式459,376,900389未収入金2,844,208未収配当金482,400未収利息40流動資産合計474,774,203398資産合計474,774,203398負債の部**流動負債未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	223,800
株式459,376,900389未収入金2,844,208未収配当金482,400未収利息40流動資産合計474,774,203398資産合計474,774,203398負債の部**流動負債**5,264,9784未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032**未払受託者報酬258,885**未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714**流動負債合計9,177,4786	223,800
未収入金2,844,208未収配当金482,400未収利息40流動資産合計474,774,203398資産合計474,774,203398負債の部 流動負債5,264,9784未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,0324未払受託者報酬258,8854未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,7147,714流動負債合計9,177,4786	-
未収配当金482,400未収利息40流動資産合計474,774,203398資産合計474,774,203398負債の部方動負債未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,0324未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	-
未収利息40流動資産合計474,774,203398資産合計474,774,203398負債の部流動負債未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	105 000
流動資産合計474,774,203398資産合計474,774,203398負債の部流動負債未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	405,000
資産合計474,774,203398負債の部流動負債未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	24
負債の部流動負債未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	416,351
流動負債表払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	416,351
未払収益分配金5,264,9784未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	
未払解約金100,032未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	
未払受託者報酬258,885未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	251,431
未払委託者報酬3,545,8692その他未払費用7,714流動負債合計9,177,4786	-
その他未払費用7,714流動負債合計9,177,478	194,613
流動負債合計 9,177,478 6	541,620
	5,778
6 /± 6 ± 1	993,442
負債合計 9,177,478 6	993,442
元本等	
元本 752,139,777 607	347,413
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( ) 286,543,052 215	924,504
(分配準備積立金) 108,581,511 80	316,040
元本等合計 465,596,725 391	422,909
純資産合計 465,596,725 391	422,909
負債純資産合計 474,774,203 398	

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第26期 自平成21年 2月24日 至平成22年 2月22日	第27期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日
受取配当金	7,664,200	7,244,000
受取利息	10,664	4,051
有価証券売買等損益	130,835,967	11,878,269
当業収益合計 	138,510,831	19,126,320
三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖		
受託者報酬	508,859	430,508
委託者報酬	6,941,763	5,648,008
その他費用	15,151	12,791
営業費用合計	7,465,773	6,091,307
宫業利益 	131,045,058	13,035,013
経常利益	131,045,058	13,035,013
当期純利益	131,045,058	13,035,013
- 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	34,890,666	7,748,288
期首剰余金又は期首欠損金( )	458,993,981	286,543,052
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,568,495	82,200,667
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	159,568,495	82,200,667
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,006,980	28,113,989
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	78,006,980	28,113,989
分配金	5,264,978	4,251,431
期末剰余金又は期末欠損金()	286,543,052	215,924,504

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な会計万軒に係る事項に関りる注記)				
	第26期	第27期		
	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日		
	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日		
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のあ る有価証券についてはその最終相場( 計算日に最終相場のない場合には、直 近の日の最終相場)で評価しておりま す。	(1)株式 同左		
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日 において、確定配当金額又は予想配当 金額を計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左		
	(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左		
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年2月24 日から平成22年2月22日までとなって おります。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。		

(貸借対照表に関する注記)

	第26期		第27期	
ı	平成22年2月22日現在		平成23年2月21日現在	
	1 計算期間の末日における受益権の総数	1 計算	期間の末日における受益権の総数	Ż
	752,139	9,777 🔲 📗	607	,347,413 □
	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第1		信託財産計算規則第55条の6第1項	質第10号に規定
	する額	する種	ari .	<b></b>
	元本の欠損 286,54	3,052 円   元本(	の欠損 215	,924,504 円
		.6190 円   1口音	期間の末日における1単位当たり 当たり純資産額 000口当たり純資産額	の純資産の額 0.6445 円 6,445 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
第26期			第27期		
自 平成21年2月24日	7		自 平成22年2月23日	3	
至 平成22年2月22日			至 平成23年2月21日		
= 17.000 10.300	4		= 1770=173=1	-	
1 分配金の計算過程	<b>-</b>	—	1 分配金の計算過程	<b>-</b>	
計算期末における分配対象金額320,			計算期末における分配対象金額259,		
4,255円)のうち、5,264,978円(10,00	0口当たり70円)	)を分配金額	り4,275円)のうち、4,251,431円(10,	,000口当たり70	円)を分配
としております。	,		金額としております。		,
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	6,045,998円	費用控除後の配当等収益額	Α	5,309,175円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	206,251,075円	収益調整金額	С	175,108,655円
分配準備積立金額	D	107,800,491円	分配準備積立金額	D	79,258,296円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	320,097,564円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	259,676,126円
当ファンドの期末残存口数	F	752,139,777 🗆	当ファンドの期末残存口数	F	607,347,413 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	4,255円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	4,275円
10,000口当たり分配金額	Н	70円	10,000口当たり分配金額	Н	70円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,264,978円	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	4,251,431円
	•			•	

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項	
第26期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第27期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。
	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクにさらされております。
	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 並織向印の時間寺に関する事項	
第26期	第27期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。
	2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期	第27期
自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案し	
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行な	[iわ]
れていないため、該当事項はございません。	

# (その他の注記) 1 元本の移動

第26期 自 平成21年2月24日		第27期 自 平成22年2		
至 平成22年2月	]22日	至 平成23年2月21日		
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	869,665,936 円 190,943,395 円 308,469,554 円	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	752,139,777 円 70,813,871 円 215,606,235 円	

2 有価証券関係 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

<u>に只口いけにほれていたにかっ</u>	**************************************			
	第26期			
	自 平成21年2月24日			
	至 平成22年2月22日			
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)		
株式	459,376,900	99,119,765		
合計	459,376,900	99,119,765		

84/239

## 売買目的有価証券

_			
ſ		第27期	
-		自 平成22年2月23日	
١		至 平成23年2月21日	
ſ	種類	損益に含まれた評価差額(円)	
ſ	株式		18,342,440
ſ	合計		18,342,440

# 3 デリバティブ取引関係

第26期(自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日) 該当事項はございません。 第27期(自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日) 該当事項はございません。

# (4)【附属明細表】

## 第1有価証券明細表

# (1)株式

(平成23年2月21日現在)

通貨	<b>銘柄</b>	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	40	597,000.00	23,880,000	
	石油資源開発	2,400	4,005.00	9,612,000	
	東レ	4,000	607.00	2,428,000	
	レンゴー	9,000	560.00	5,040,000	
	クラレ	5,000	1,160.00	5,800,000	
	旭化成	3,000	583.00	1,749,000	
	昭和電工	7,000	182.00	1,274,000	
	住友化学	63,000	471.00	29,673,000	
	東亞合成	26,000	416.00	10,816,000	
	信越化学工業	4,500	4,775.00	21,487,500	
	エア・ウォーター	1,000	1,103.00	1,103,000	
	大陽日酸	11,000	746.00	8,206,000	
	三菱瓦斯化学	10,000	638.00	6,380,000	
	J S R	11,400	1,811.00	20,645,400	
	日本合成化学工業	12,000	597.00	7,164,000	
	ダイセル化学工業	18,000	575.00	10,350,000	
	宇部興産	25,000	273.00	6,825,000	
	日立化成工業	3,600	1,993.00	7,174,800	
	ADEKA	9,000	929.00	8,361,000	
	中国塗料	7,000	751.00	5,257,000	
	日東電工	800	5,080.00	4,064,000	
	JXホールディングス	43,300	585.00	25,330,500	
	旭硝子	14,000	1,148.00	16,072,000	
	日本板硝子	6,000	235.00	1,410,000	
	日本電気硝子	4,000	1,368.00	5,472,000	
	日本カーボン	9,000	254.00	2,286,000	

0,000
0,000
2,000
2,000
4,000
4,000
3,000
0,000
8,000
8,200
4,400
8,000
3,800
100%
3,800
5 4 7 1 3 3

比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成23年2月21日現在) 該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### レインボーファンド(公共株ファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(平成21年2月24日から 平成22年2月22日まで)および第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表に ついて、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【レインボーファンド(公共株ファンド)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第26期 平成22年 2月22日現在	第27期 平成23年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,660,806	17,320,843
株式	1,721,702,400	655,704,300
未収配当金	299,990	410,000
未収利息	211	47
流動資産合計	1,785,663,407	673,435,190
資産合計	1,785,663,407	673,435,190
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	28,932,098	5,328,624
未払解約金	698,297	501,256
未払受託者報酬	940,861	327,170
未払委託者報酬	12,625,797	4,318,664
その他未払費用	28,167	9,755
流動負債合計	43,225,220	10,485,469
負債合計	43,225,220	10,485,469
純資産の部		
元本等		
元本	2,893,209,895	1,065,724,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,150,771,708	402,775,203
(分配準備積立金)	660,791,702	240,979,444
元本等合計	1,742,438,187	662,949,721
純資産合計	1,742,438,187	662,949,721
負債純資産合計	1,785,663,407	673,435,190

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第26期 自平成21年 2月24日 至平成22年 2月22日	第27期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日
営業収益		
受取配当金	34,973,390	17,164,750
受取利息	51,076	16,347
有価証券売買等損益	190,506,614	37,456,426
その他収益	2,117	1,546
営業収益合計	225,533,197	54,639,069
宫業費用 三		
受託者報酬	1,854,785	835,205
委託者報酬	24,825,650	11,024,736
その他費用	55,526	24,929
営業費用合計	26,735,961	11,884,870
営業利益	198,797,236	42,754,199
是常利益 経常利益	198,797,236	42,754,199
当期純利益 当期純利益	198,797,236	42,754,199
- 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	861,750	15,685,971
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,548,789,145	1,150,771,708
剰余金増加額又は欠損金減少額	246,520,107	745,402,424
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	246,520,107	745,402,424
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,229,558	19,145,523
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	19,229,558	19,145,523
分配金	28,932,098	5,328,624
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,150,771,708	402,775,203

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な会計力針に係る)	尹垻に鬨9る注記)	
	第26期	第27期
	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のあ る有価証券についてはその最終相場( 計算日に最終相場のない場合には、直 近の日の最終相場)で評価しておりま す。	(1)株式 同左
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日 において、確定配当金額又は予想配当 金額を計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左
	(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年2月24 日から平成22年2月22日までとなって おります。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第26期	第27期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,893,209,895 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,065,724,924 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額
元本の欠損 1,150,771,708円	元本の欠損 402,775,203 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.6023 円 (10,000口当たり純資産額 6,023 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6221円 (10,000口当たり純資産額 6,221円)

損益及び剰余金計算書に関する注記)					
第26期			第27期		
自 平成21年2月24	7		自 平成22年2月23	Ħ	İ
至 平成22年2月22			至 平成23年2月21		
<u> </u>			± 17-20-1-73-1	Н	
1 分配金の計算過程			1 分配金の計算過程		
計算期末における分配対象金額1,04			計算期末における分配対象金額382		
リ3,598円)のうち、28,932,098円(10	,000口当たり10	)0円)を分配	3,591円)のうち、5,328,624円(10,0	100口当たり50円	引)を分配金額
金額としております。			としております。		
					İ
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	30,060,784円	費用控除後の配当等収益額	Α	9,820,679円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	351,462,817円	収益調整金額	С	136,481,784円
分配準備積立金額	D	659,663,016円	分配準備積立金額	D	236,487,389円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	1,041,186,617円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	382,789,852円
当ファンドの期末残存口数	F	2,893,209,895	当ファンドの期末残存口数	F	1,065,724,924 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,598円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,591円
10,000口当たり分配金額	H	100円	10,000口当たり分配金額	Н	50円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	28,932,098円	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,328,624円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1) 並煕冏品の仏沈に関9 る事項	
第26期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第27期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。
	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクにさらされております。
	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 並織向印の時間寺に関する事項	
第26期	第27期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。
	2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期	第27期
自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して	
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なる	기
れていないため、該当事項はございません。	

# (その他の注記) 1元本の移動

- プロイヤマンイシェル			
第26期		第27期	
自 平成21年2月24日		自 平成22年2月23日	
至 平成22年2月22日		至 平成23年2月21日	
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	期首元本額 3,387,072,032 円 期中追加設定元本額 45,238,922 円		2,893,209,895 円 46,595,533 円 1,874,080,504 円

2 有価証券関係 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

<u>'L只口미미때기 ♡只</u> !				
	第	第26期		
	自 平成2			
	至 平成22年2月22日			
種類	貸借対照表計上額(円)	貸借対照表計上額(円) 損益に含まれた評価差額(円)		
株式	1,721,702,400	86,203,959		
合計	1,721,702,400	86,203,959		

94/239

## 売買目的有価証券

	第27期	
	自 平成22年2月23日	
	至 平成23年2月21日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)	
株式		32,233,649
合計		32,233,649

# 3 デリバティブ取引関係

第26期(自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日) 該当事項はございません。 第27期(自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日) 該当事項はございません。

# (4)【附属明細表】

## 第1有価証券明細表

# (1)株式

(平成23年2月21日現在)

	<u></u> 銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	1
日本円	ショーボンドホールディン グス	3,200	1,764.00	5,644,800	
	大成建設	47,000	192.00	9,024,000	
	大林組	18,000	373.00	6,714,000	
	清水建設	19,000	347.00	6,593,000	
,	長谷エコーポレーション	75,500	79.00	5,964,500	
	鹿島建設	42,000	219.00	9,198,000	
,	大東建託	1,500	7,110.00	10,665,000	
	大和ハウス工業	4,000	1,048.00	4,192,000	
	積水ハウス	21,000	844.00	17,724,000	
,	関電工	21,000	520.00	10,920,000	
	積水化学工業	15,000	651.00	9,765,000	
	アイカ工業	3,100	1,038.00	3,217,800	
	TOTO	17,000	671.00	11,407,000	
	三和ホールディングス	12,000	290.00	3,480,000	
,	住生活グループ	11,300	1,941.00	21,933,300	
	リンナイ	2,100	4,925.00	10,342,500	
,	日立造船	51,000	128.00	6,528,000	
	日本信号	4,600	662.00	3,045,200	
	京三製作所	6,000	455.00	2,730,000	
	東京電力	22,900	2,160.00	49,464,000	
	中部電力	8,800	2,195.00	19,316,000	
	関西電力	16,800	2,174.00	36,523,200	
	東北電力	8,800	1,920.00	16,896,000	
	東京瓦斯	67,000	369.00	24,723,000	
	東邦瓦斯	9,000	444.00	3,996,000	
	東日本旅客鉄道	9,800	5,610.00	54,978,000	

9,000

6,300

2,500

6,000

2,500

362.00

619.00

683.00

1,720.00

2,192.00

3,258,000

3,899,700

4,300,000

4.098.000

5,480,000

100%

655,704,300

655,704,300

(注)	比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対
(土)	する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成23年2月21日現在)該当事項はございません。

テーオーシー

リロ・ホールディング

組入時価比率:98.9%

明和地所

日神不動産

銘柄数:48

合計

イオンモール

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第23期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第24期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第23期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第24期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(平成21年2月24日から 平成22年2月22日まで)および第24期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表に ついて、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 【レインボーファンド (ファイナンシャル・情報株ファンド)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第23期 平成22年 2月22日現在	第24期 平成23年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,216,296	48,198,681
株式	1,592,052,250	1,506,777,200
未収入金	11,437,822	27,726,714
未収配当金	1,509,800	1,872,200
未収利息	200	132
流動資産合計	1,665,216,368	1,584,574,927
資産合計	1,665,216,368	1,584,574,927
負債の部		
流動負債		
未払金	8,346,003	-
未払収益分配金	6,244,169	26,650,165
未払解約金	10,102,346	11,671,239
未払受託者報酬	931,934	723,100
未払委託者報酬	12,620,799	9,541,732
その他未払費用	27,900	21,634
流動負債合計	38,273,151	48,607,870
負債合計	38,273,151	48,607,870
純資産の部		
元本等		
元本	6,244,169,138	5,330,033,072
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,617,225,921	3,794,066,015
(分配準備積立金)	155,963,143	126,954,625
元本等合計	1,626,943,217	1,535,967,057
純資産合計	1,626,943,217	1,535,967,057
負債純資産合計	1,665,216,368	1,584,574,927

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第23期 自平成21年 2月24日 至平成22年 2月22日	第24期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日
営業収益		
受取配当金	30,286,910	37,666,298
受取利息	96,108	26,909
有価証券売買等損益	188,648,834	170,953,308
その他収益	8	2
営業収益合計	219,031,860	208,646,517
営業費用		
受託者報酬	1,811,020	1,523,446
委託者報酬	24,578,093	20,161,093
その他費用	54,214	45,590
営業費用合計	26,443,327	21,730,129
営業利益 -	192,588,533	186,916,388
経常利益	192,588,533	186,916,388
当期純利益	192,588,533	186,916,388
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	134,048,485	16,568,378
期首剰余金又は期首欠損金( )	4,061,493,942	4,617,225,921
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,392,740,292	993,261,269
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	3,392,740,292	993,261,269
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,000,768,150	313,799,208
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	4,000,768,150	313,799,208
分配金	6,244,169	26,650,165
期末剰余金又は期末欠損金()	4,617,225,921	3,794,066,015

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な云計万軒に係る事項に関りる注記)				
	第23期	第24期		
	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日		
	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日		
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のあ る有価証券についてはその最終相場( 計算日に最終相場のない場合には、直 近の日の最終相場)で評価しておりま す。	(1)株式 同左		
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日 において、確定配当金額又は予想配当 金額を計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左		
	(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2)有価証券売買等損益の計上基準 同左		
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年2月24 日から平成22年2月22日までとなって おります。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。		

(貸借対照表に関する注記)

(英语为流化区域) 0江的/				
第23期			第24期	
平成22年2月22日	現在	平成23年2月21日現在		
1 計算期間の末日における受益	を の 総数	1 計算期間の末日におり	ける受益権の総数	
	6,244,169,138 🛘		5,330,033,072	
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 4,617,225,921 円		2 投資信託財産計算規則 する額 元本の欠損	則第55条の6第1項第10号に規定 3,794,066,015 円	
3 計算期間の末日における1単位 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	z当たりの純資産の額 0.2606 円 2,606 円)	3 計算期間の末日におり 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資	ける1単位当たりの純資産の額 0.2882 円 産額 2,882 円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)						
第23期			第24期			
自 平成21年2月24日			自 平成22年2月23日			
至 平成22年2月22			至 平成23年2月21		į	
1 分配金の計算過程			1 分配金の計算過程			
計算期末における分配対象金額1,22	1 326 447円(1	0 000口当た	計算期末における分配対象金額1,068,445,774円(10,000口当た)			
リ1,955円)のうち、6,244,169円(10,			り2,004円)のうち、26,650,165円(10,000口当たり50円)を分配			
新としております。	00001312.710	17)で7160並	・	о, ооо <u>н</u> <u>н г</u> . У з	011/2/11	
倒としてのりより。			立領としてのリより。			
- <del> </del>		<del> </del>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
項目 弗里拉哈维尔列亚英语	Δ.	44.057.445.00	項目	Δ.	20,400,200,00	
費用控除後の配当等収益額	A	14,057,145円		A	30,180,303円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円 4 050 440 405円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円 044 040 004円	
収益調整金額	C	1,059,119,135円		C	914,840,984円	
分配準備積立金額	D	148,150,167円		D	123,424,487円	
当ファンドの分配対象収益額		1,221,326,447円		E = A + B + C + D	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
当ファンドの期末残存口数		6,244,169,138口			5,330,033,072 🗆	
	$G = E / F \times 10,000$			$G = E / F \times 10,000$	2,004円	
10,000口当たり分配金額	Н	10円		Н	50円	
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	6,244,169円	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	26,650,165円	

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1) 並煕冏品の仏沈に関9 る事項	
第23期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第24期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。
	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクにさらされております。
	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 並熙冏叩の母叫寺に関する事項	
第23期	第24期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。
	2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期	第24期
自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘	
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は	:行なわ
れていないため、該当事項はございません。	

# (その他の注記) 1 元本の移動

- フロイトマンイシェル				
第23期		第24期		
自 平成21年2月24日		自 平成22年2月23日		
至 平成22年2月22日		至 平成23年2月21日		
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,247,263,013 円 5,485,772,594 円 4,488,866,469 円	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	6,244,169,138 円 429,804,326 円 1,343,940,392 円	

2 有価証券関係 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

で見日的行叫証分の貝倍約:	炽衣引 上贺守			
	第23期			
	自 平成21年2月24日			
	至 平成22年2月22日			
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)		
株式	1,592,052,250	47,358,191		
合計	1,592,052,250	47,358,191		

104/239

## 売買目的有価証券

	第24期	
	自 平成22年2月23日	
	至 平成23年2月21日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)	
株式		147,745,904
合計		147,745,904

# 3 デリバティブ取引関係

第23期(自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日) 該当事項はございません。 第24期(自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日) 該当事項はございません。

# (4)【附属明細表】

## 第1有価証券明細表

# (1)株式

(平成23年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	富士通	24,000	555.00	13,320,000	
	新日鉄ソリューションズ	4,800	1,891.00	9,076,800	
	ヤフー	416	31,000.00	12,896,000	
	トレンドマイクロ	11,900	2,705.00	32,189,500	
	伊藤忠テクノソリューショ ンズ	7,900	2,984.00	23,573,600	
	エヌ・ティ・ティ・データ	101	307,000.00	31,007,000	
	N S D	10,200	911.00	9,292,200	
	三菱UFJフィナンシャル ・グループ	326,700	470.00	153,549,000	
	りそなホールディングス	50,900	450.00	22,905,000	
	三井住友フィナンシャルグ ループ	48,700	3,195.00	155,596,500	
	西日本シティ銀行	52,000	278.00	14,456,000	
	千葉銀行	124,000	573.00	71,052,000	
	横浜銀行	190,000	453.00	86,070,000	
	常陽銀行	65,000	388.00	25,220,000	
	静岡銀行	77,000	785.00	60,445,000	
	スルガ銀行	20,000	842.00	16,840,000	
	みずほフィナンシャルグ ループ	660,200	173.00	114,214,600	
	京葉銀行	34,000	469.00	15,946,000	
	NKSJホールディングス	48,000	651.00	31,248,000	
	アニコム ホールディングス	2,500	3,055.00	7,637,500	

	MS&ADインシュアラン スグループ ホールディングス	39,300	2,246.00	88,267,800	
	ソニーフィナンシャルホー ルディングス	180	354,000.00	63,720,000	
	東京海上ホールディングス	50,200	2,788.00	139,957,600	
	T&Dホールディングス	19,300	2,423.00	46,763,900	
	クレディセゾン	21,500	1,664.00	35,776,000	
	イオンクレジットサービス	36,700	1,276.00	46,829,200	
	日立キャピタル	6,200	1,369.00	8,487,800	
	オリックス	15,270	9,370.00	143,079,900	
	三菱UFJリース	4,800	3,710.00	17,808,000	
	もしもしホットライン	5,100	1,873.00	9,552,300	
計	銘柄数:30			1,506,777,200	
	組入時価比率:98.1%			100%	
 合計				1,506,777,200	

- (注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対 する比率であります。
- (2)株式以外の有価証券(平成23年2月21日現在) 該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### レインボーファンド(地球環境ファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第20期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第21期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第20期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第21期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(平成21年2月24日から 平成22年2月22日まで)および第21期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表に ついて、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【レインボーファンド(地球環境ファンド)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第20期 平成22年 2月22日現在	第21期 平成23年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,258,037	13,615,237
コール・ローン	94,998,076	58,610,629
株式	1,722,823,854	1,774,443,065
未収入金	15,474,989	-
未収配当金	919,576	765,546
未収利息	316	160
流動資産合計	1,837,474,848	1,847,434,637
資産合計	1,837,474,848	1,847,434,637
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,150,397	4,903,901
未払金	12,692,652	-
未払収益分配金	27,659,311	21,061,967
未払解約金	2,350,945	3,344,853
未払受託者報酬	1,095,826	876,956
未払委託者報酬	15,012,734	11,582,850
その他未払費用	32,820	26,252
流動負債合計	73,994,685	41,796,779
負債合計	73,994,685	41,796,779
純資産の部		
元本等		
元本	2,514,482,861	2,340,218,609
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	751,002,698	534,580,751
(分配準備積立金)	158,084,155	145,422,721
元本等合計	1,763,480,163	1,805,637,858
純資産合計	1,763,480,163	1,805,637,858
負債純資産合計	1,837,474,848	1,847,434,637

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十座:13)
	第20期 自平成21年 2月24日 至平成22年 2月22日	第21期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日
営業収益		
受取配当金	35,031,902	25,541,345
受取利息	86,223	47,005
有価証券売買等損益	576,404,943	192,235,720
為替差損益	4,227,901	5,468,895
その他収益	950,755	67,598
営業収益合計	616,701,724	212,422,773
営業費用		
受託者報酬	2,117,685	1,779,668
委託者報酬	28,899,963	23,498,571
その他費用	709,531	707,365
営業費用合計	31,727,179	25,985,604
	584,974,545	186,437,169
	584,974,545	186,437,169
当期純利益	584,974,545	186,437,169
	123,655,599	704,789
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,442,119,556	751,002,698
剰余金増加額又は欠損金減少額	275,282,546	67,053,252
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	275,282,546	67,053,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,825,323	15,301,718
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	17,825,323	15,301,718
分配金	27,659,311	21,061,967
期末剰余金又は期末欠損金()	751,002,698	534,580,751

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な会計力針に係る)		
	第20期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第21期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のあ る有価証券についてはその最終相場( 計算日に最終相場のない場合には、直 近の日の最終相場)で評価しておりま	(1)株式 同左
	す。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の 対顧客先物相場の仲値で評価してお ります。	(2)外国為替予約取引 同左
2 外貨建資産・負債の本 邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日 において、確定配当金額又は予想配当 金額を計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左
	(2)有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2)有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 同左
4 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年2月24 日から平成22年2月22日までとなって おります。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第20期	第21期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数	1 計算期間の末日における受益権の総数
2,514,482,861 □	2,340,218,609 □
   2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定   する額	   2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定   する額
元本の欠損 751,002,698 円	元本の欠損 534,580,751 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.7013 円 (10,000口当たり純資産額 7,013 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.7716 円 (10,000口当たり純資産額 7,716 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
第20期			第21期		
自 平成21年2月24	Ħ		自 平成22年2月23	Ħ	į
至 平成22年2月22			至 平成23年2月21		İ
± 172=1=73==1	<del>-</del>		± 17-%=01-73=1	н	
1 分配金の計算過程	000 470 TI (40	000 T N/ ± 10	1 分配金の計算過程	0.43 344 577 (4.0	000 17 1/4 10
計算期末における分配対象金額218,			計算期末における分配対象金額200		
869円)のうち、27,659,311円(10,000	口当たり110円	)を分配金額	854円)のうち、21,061,967円(10,00	0口当たり90円)	を分配金額
としております。			としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	28,897,633円	費用控除後の配当等収益額	Α	22,261,735円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	32,923,010円	収益調整金額	С	33,563,023円
分配準備積立金額	D	156,845,833円	分配準備積立金額	D	144,222,953円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	218,666,476円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	200,047,711円
当ファンドの期末残存口数	F	2,514,482,861 🗆	当ファンドの期末残存口数	F	2,340,218,609口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	869円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	854円
10,000口当たり分配金額	Н	110円	10,000口当たり分配金額	Н	90円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	27,659,311円	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	21,061,967円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項	
第20期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第21期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。
	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理流動性リスクの管理流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

### (2)全融商品の時価等に関する事項

(2) 並熙问四の時間寺に関する事項	
第20期	第21期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。
	2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(周年コチョこの取引に関する注記)	
第20期	第21期
自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、	
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ	
れていないため、該当事項はございません。	
	1

# (その他の注記) <u>1 元本の移動</u>

第20期		第21期	
自 平成21年2月24日		自 平成22年2月23日	
至 平成22年2月22日		至 平成23年2月21日	
期首元本額	3,056,268,835 円	期首元本額	2,514,482,861 円
期中追加設定元本額	42,266,391 円	期中追加設定元本額	50,190,166 円
期中一部解約元本額	584,052,365 円	期中一部解約元本額	224,454,418 円

2 有価証券関係 売<u>買目的有価証券の貸借対照表計上額等</u>

	第20期		
	自 平成21年2月24日		
	至 平成22年2月22日		
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	1,722,823,854	363,810,162	
合計	1,722,823,854 363		

115/239

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

売買目的有価証券

<u> </u>		
	第21期	
	自 平成22年2月23日	
	至 平成23年2月21日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)	
株式		250,856,112
合計		250,856,112

# 3 デリバティブ取引関係 (1) 取引の状況に関する事項

(1) 取引の状況に関する事項	
第20期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第21期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
1 取引の内容   当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為   替予約であります。	
2 取引に対する取組みと利用目的 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とす る資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属す る資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託 約款及びデリバティブ取引に関する社内規定に従っ て行なわれております。	
3 取引に係るリスクの内容 当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る 価格変動リスクを有しております。 当ファンドにおいて、信託財産に属する外貨建資産 の価格変動リスクを回避する目的で外国為替の売り 予約を行なう場合には、当該取引の対象とする外貨 建資産の時価総額の範囲内とし、当該為替予約にお ける価格変動リスクはヘッジ対象外貨建資産の価格 変動リスクと減殺されており、信託財産の損益への 影響は限定的であります。 また、外国為替の買い予約を行なう場合は、外貨建有 価証券の買付代金等実需の範囲内としております。	
4 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引については、運用部署及び取引執 行部署から独立した部署が、取引の性格、取引状況及 びポジションの状況等を商品性格や投資方針に基づ いて管理しております。また、関連部署のメンバーに よって構成された委員会において、社内規定やリス ク管理状況に関する審議・決定を行ない、マネジメ ントに報告しています。	

## (2) 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価指益

			1 7 77 1107			~Ш		
	第20期(3	P成22年2	月22日現	見在)	第21期( <del>-</del>	平成23年	2月21日	現在)
種類			時価(円	評価損益(			時価(円	評価損益(
	契約額等	(円)	)	円)	契約額等	等(円)	)	円)
		うち1				うち1		
		年超				年超		
市場取引以外 の取引								

為替予約取 引						
売建	624,187,903	639,338,300	15,150,397	680,009,759	684,913,660	4,903,901
米ドル	361,283,800	370,629,600	9,345,800	464,067,923	467,126,780	3,058,857
英ポンド	63,432,460	64,528,100	1,095,640	59,006,777	59,963,750	956,973
그-ㅁ	142,518,527	145,671,600	3,153,073	113,771,061	114,344,850	573,789
ホンコン				43,163,998	43,478,280	314,282
ドル	56,953,116	58,509,000	1,555,884		.0,0,200	0,202
合計	624,187,903	639,338,300	15,150,397	680,009,759	684,913,660	4,903,901

(注)時価の算定方法

## 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、 当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレート を用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (4)【附属明細表】

## 第1有価証券明細表

# (1)株式

(平成23年2月21日現在)

通貨	<b>銘柄</b>	株式数	評価額	備 考	
			単価	金額	
日本円	関電工	39,000	520.00	20,280,000	
	東レ	29,000	607.00	17,603,000	
	クラレ	13,300	1,160.00	15,428,000	
	旭化成	47,000	583.00	27,401,000	
	住友化学	56,000	471.00	26,376,000	
	大陽日酸	33,000	746.00	24,618,000	
	日本触媒	16,000	976.00	15,616,000	
	宇部興産	58,000	273.00	15,834,000	
	日立化成工業	17,400	1,993.00	34,678,200	
	東洋インキ製造	36,000	431.00	15,516,000	
	日東電工	4,100	5,080.00	20,828,000	
	エフピコ	4,400	4,925.00	21,670,000	
	昭和シェル石油	24,500	757.00	18,546,500	
	日本碍子	13,000	1,538.00	19,994,000	
	日立金属	19,000	1,136.00	21,584,000	
	DOWAホールディングス	54,000	599.00	32,346,000	
	住友電気工業	30,400	1,242.00	37,756,800	
	アサヒホールディングス	8,700	1,787.00	15,546,900	
	住生活グループ	17,600	1,941.00	34,161,600	
	リンナイ	5,800	4,925.00	28,565,000	
	日本製鋼所	25,000	870.00	21,750,000	
	荏原製作所	25,000	473.00	11,825,000	
	酉島製作所	11,200	1,565.00	17,528,000	
	栗田工業	9,000	2,435.00	21,915,000	
	日立造船	234,000	128.00	29,952,000	
	日立製作所	41,000	497.00	20,377,000	

			1		
	東芝	79,000	533.00	42,107,000	
	三菱電機	25,000	970.00	24,250,000	
	安川電機	12,000	974.00	11,688,000	
	日本信号	12,700	662.00	8,407,400	
	山武	7,800	2,121.00	16,543,800	
	スタンレー電気	15,200	1,489.00	22,632,800	
	デンソー	7,500	3,115.00	23,362,500	
	川崎重工業	126,000	330.00	41,580,000	
	日産自動車	20,400	877.00	17,890,800	
	トヨタ自動車	12,300	3,905.00	48,031,500	
	本田技研工業	13,000	3,680.00	47,840,000	
	島津製作所	21,000	721.00	15,141,000	
	リンテック	9,000	2,378.00	21,402,000	
	東京電力	15,100	2,160.00	32,616,000	
	東京瓦斯	48,000	369.00	17,712,000	
	東日本旅客鉄道	6,800	5,610.00	38,148,000	
	松田産業	10,100	1,450.00	14,645,000	
	ダイセキ	10,800	1,659.00	17,917,200	
計	<b>銘柄数:44</b>			1,049,611,000	
				(1,049,611,000)	
	組入時価比率:58.1%			59.2%	
米ドル	APACHE CORPORATION	2,500	120.01	300,025.00	
	CAMECO CORP	6,700	41.92	280,864.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	16,100	30.43	489,923.00	
	TRANSCANADA CORP	8,400	38.54	323,736.00	
	PRAXAIR INC	7,000	99.09	693,630.00	
	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	9,200	54.65	502,780.00	
	POLYPORE INTERNATIONAL INC	3,900	52.41	204,399.00	
	STERICYCLE INC	10,000	87.38	873,800.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	8,900	38.04	338,556.00	
	JOHNSON CONTROLS INC	8,200	42.40	347,680.00	
	CORNING INC	17,500	23.23	406,525.00	

## EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	FIRST SOLAR INC	3,600	168.22	605,592.00	
	NEXTERA ENERGY INC	4,000	54.59	218,360.00	
	WATERS CORP	3,000	83.38	250,140.00	
計	銘柄数:14			5,836,010.00	
				(484,914,070)	
	組入時価比率:26.9%			27.3%	

通貨	銘柄	株式数	評価額	備考	
102 12			単価	金額	
英ポンド	BG GROUP PLC	30,000	14.67	440,100.00	
計	銘柄数:1			440,100.00	
				(59,395,896)	
	組入時価比率:3.3%			3.3%	
ユーロ	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	11,000	45.30	498,300.00	
	E.ON AG	5,500	24.76	136,180.00	
	GDF SUEZ	7,928	29.70	235,461.60	
	IBERDROLA RENOVABLES	60,000	2.74	164,400.00	
計	銘柄数:4			1,034,341.60	
				(117,635,670)	
	組入時価比率:6.5%			6.6%	
ホンコンド ル	DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H	36,400	31.00	1,128,400.00	
	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	498,000	3.68	1,832,640.00	
,	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	54,000	24.20	1,306,800.00	
計	銘柄数:3			4,267,840.00	
				(45,580,531)	
	組入時価比率:2.5%			2.6%	
 ウォン	LG CHEMICALS LTD	591	392,000.00	231,672,000.00	
計	銘柄数:1			231,672,000.00	
				(17,305,898)	
	組入時価比率:1.0%			1.0%	
合計				1,774,443,065	
<u> </u>				(724,832,065)	

<sup>(</sup>注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成23年2月21日現在)該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

∯村アセットマネジメント株式会社(E12460) - 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第19期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第20期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第19期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第20期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成21年2月24日から 平成22年2月22日まで)および第20期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表に ついて、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 【レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 平成22年 2月22日現在	第20期 平成23年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	107,758,017	76,650,964
株式	3,737,322,500	3,716,521,900
未収入金	50,137,942	9,471,179
未収配当金	2,970,950	1,491,000
未収利息	358	210
流動資産合計	3,898,189,767	3,804,135,253
資産合計	3,898,189,767	3,804,135,253
負債の部		
流動負債		
未払金	19,302,850	-
未払収益分配金	68,062,972	42,092,298
未払解約金	1,560,166	779,167
未払受託者報酬	2,057,957	1,811,431
未払委託者報酬	28,118,076	23,860,440
その他未払費用	61,679	54,285
流動負債合計	119,163,700	68,597,621
負債合計	119,163,700	68,597,621
純資産の部		
元本等		
元本	11,343,828,811	10,523,074,740
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,564,802,744	6,787,537,108
(分配準備積立金)	1,900,065,913	1,740,741,444
元本等合計	3,779,026,067	3,735,537,632
純資産合計	3,779,026,067	3,735,537,632
負債純資産合計	3,898,189,767	3,804,135,253

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(
	第19期 自平成21年 2月24日 至平成22年 2月22日	第20期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日
営業収益		
受取配当金	84,135,250	65,180,710
受取利息	83,166	37,338
有価証券売買等損益	823,779,357	257,699,195
その他収益	1,625	1,607
営業収益合計	907,999,398	322,918,850
営業費用		
受託者報酬	4,031,539	3,771,371
委託者報酬	54,793,445	49,720,245
その他費用	120,816	113,020
営業費用合計	58,945,800	53,604,636
宫業利益	849,053,598	269,314,214
左 経常利益	849,053,598	269,314,214
当期純利益	849,053,598	269,314,214
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	70,158,584	2,718,440
期首剰余金又は期首欠損金()	9,104,145,541	7,564,802,744
剰余金増加額又は欠損金減少額	948,104,969	691,442,950
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	948,104,969	691,442,950
剰余金減少額又は欠損金増加額	119,594,214	144,117,670
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	119,594,214	144,117,670
分配金	68,062,972	42,092,298
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,564,802,744	6,787,537,108
<del>-</del>		

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な会計力軒に係る事項に関りる注記)				
	第19期	第20期		
	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日		
	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日		
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のあ る有価証券についてはその最終相場( 計算日に最終相場のない場合には、直 近の日の最終相場)で評価しておりま す。	(1)株式 同左		
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日 において、確定配当金額又は予想配当 金額を計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左		
	(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2)有価証券売買等損益の計上基準 同左		
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年2月24 日から平成22年2月22日までとなって おります。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。		

(貸借対照表に関する注記)

第19期		第20期			
平成22年2月22	:日現在	平成23年2月21日現在			
1 計算期間の末日における受益		1 計算期間の末日にお			
	11,343,828,811 🗆		10,523,074,740		
2 投資信託財産計算規則第55系 する額	その6第1項第10号に規定	2 投資信託財産計算規! する額	則第55条の6第1項第10号に規定		
元本の欠損	7,564,802,744 円	元本の欠損	6,787,537,108 円		
3 計算期間の末日における1単 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	位当たりの純資産の額 0.3331 円 3,331 円)	3 計算期間の末日にお 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資	ける1単位当たりの純資産の額 0.3550 円 資産額 3,550 円)		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
第19期					
自 平成21年2月24日			第20期 自 平成22年2月23	· 🗖	
至 平成22年2月22			至 平成23年2月21		
	<u> </u>			Ц	
1 分配金の計算過程			1 分配金の計算過程	o= =00 400 TI /	10 000 T 1/4
計算期末における分配対象金額2,74					
2,419円)のうち、68,062,972円(10,0	)00日当たり60円	引を分配金額	り2,409円)のうち、42,092,298円(1	0,000口当たり4	10円)を分配金
としております。			額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	73,613,632円	費用控除後の配当等収益額	Α	53,279,483円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	775,996,817円	収益調整金額	С	752,898,456円
分配準備積立金額	D	1,894,515,253円	分配準備積立金額	D	1,729,554,259円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	2,744,125,702円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	2,535,732,198円
当ファンドの期末残存口数	F	11,343,828,811 🗆	当ファンドの期末残存口数	F	10,523,074,740 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	2,419円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	2,409円
10,000口当たり分配金額	Н	60円	10,000口当たり分配金額	Н	40円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	68,062,972円	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	42,092,298円
,					

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1) 並既问即のイトンルにぼりる事項	<u></u>
第19期	第20期
自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
主 十成22年2月22日	1 金融商品に対する取組方針
	・ 金融間間に対する取組力量   当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律
	第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款
	に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金
	融商品に対して投資として運用することを目的とし
	ております。
	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務でありま
	す。   当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の
	注記)の2 有価証券関係に記載しております。
	これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リ
	スク及び流動性リスクにさらされております。
	A - 1
	3 金融商品に係るリスク管理体制
	│ 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関│ する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用│
	する安貞云を試げ、バフォーマンスの写直及び連用   リスクの管理を行なっております。
	市場リスクの管理
	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分
	析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行
	なっております。
	信用リスクの管理
	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況   等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	「日角度に心した温入削限守の官項を打なりでありま  す。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性
	の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行
	<b>なっております</b> 。
	   4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
	市場価格がない場合には合理的に算定された価額が
	含まれております。当該価額の算定においては一定
	の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件
	等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 並熙冏叩の时間寺に関する事項	
第19期	第20期
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。
	2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

١	第19期	第20期
١	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
ı	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日
	市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、	
	一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ	
	れていないため、該当事項はございません。	

# (その他の注記) 1 元本の移動

- フロイトリンパシ 主ル				
第19期		第20期		
自 平成21年2月24日		自 平成22年2月23日		
至 平成22年2月22日		至 平成23年2月21日		
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	12,475,265,433 円 167,939,292 円 1,299,375,914 円	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	11,343,828,811 円 216,099,195 円 1,036,853,266 円	

2 有価証券関係 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

で見せい行画証分の負担と	<u> </u>		
	第19期		
	自 平成21年2月24日		
	至 平成22年2月22日		
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	3,737,322,500	620,875,478	
合計	3,737,322,500	620,875,478	

130/239

## 売買目的有価証券

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第20期	
	自 平成22年2月23日	
	至 平成23年2月21日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)	
株式		281,764,925
合計		281,764,925

3 デリバティブ取引関係 第19期(自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日) 該当事項はございません。 第20期(自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日) 該当事項はございません。 EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (4)【附属明細表】

## 第1有価証券明細表

# (1)株式

(平成23年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	66	597,000.00	39,402,000	
	関電工	9,000	520.00	4,680,000	
	グンゼ	38,000	360.00	13,680,000	
	レンゴー	46,000	560.00	25,760,000	
	クラレ	45,000	1,160.00	52,200,000	
	住友化学	103,000	471.00	48,513,000	
	信越化学工業	15,800	4,775.00	75,445,000	
	J S R	14,700	1,811.00	26,621,700	
	東京応化工業	7,400	1,897.00	14,037,800	
	日本合成化学工業	28,000	597.00	16,716,000	
	ダイセル化学工業	58,000	575.00	33,350,000	
	ADEKA	8,100	929.00	7,524,900	
	東洋インキ製造	50,000	431.00	21,550,000	
	富士フイルムホールディング ス	9,400	3,010.00	28,294,000	
	エフピコ	2,700	4,925.00	13,297,500	
	塩野義製薬	31,000	1,600.00	49,600,000	
	日本新薬	45,000	1,113.00	50,085,000	
	参天製薬	31,300	3,065.00	95,934,500	
	ツムラ	4,500	2,698.00	12,141,000	
	JXホールディングス	35,000	585.00	20,475,000	
	ブリヂストン	7,900	1,760.00	13,904,000	
	日本電気硝子	37,000	1,368.00	50,616,000	
	東海カーボン	37,000	492.00	18,204,000	
	新日本製鐵	68,000	304.00	20,672,000	
	ジェイ エフ イー ホール ディングス	35,500	2,672.00	94,856,000	

T. 2	1			
大和工業	17,500	2,720.00	47,600,000	
山陽特殊製鋼	50,000	553.00	27,650,000	
住友金属鉱山	15,000	1,572.00	23,580,000	
住友電気工業	23,000	1,242.00	28,566,000	
三益半導体工業	36,800	1,018.00	37,462,400	
旭ダイヤモンド工業	6,000	1,552.00	9,312,000	
住友重機械工業	61,000	582.00	35,502,000	
イビデン	2,700	2,852.00	7,700,400	
ミネベア	45,000	511.00	22,995,000	
日立製作所	117,000	497.00	58,149,000	
東芝	210,000	533.00	111,930,000	
三菱電機	181,000	970.00	175,570,000	
日本電産	6,800	7,980.00	54,264,000	
メルコホールディングス	18,800	3,270.00	61,476,000	
富士通	201,000	555.00	111,555,000	
ソニー	20,000	3,075.00	61,500,000	
TDK	10,000	5,690.00	56,900,000	
メイコー	27,400	1,595.00	43,703,000	
日本光電工業	4,500	1,829.00	8,230,500	
日本マイクロニクス	33,500	1,068.00	35,778,000	
新神戸電機	72,000	1,044.00	75,168,000	
太陽誘電	6,000	1,352.00	8,112,000	
ニチコン	9,800	1,201.00	11,769,800	
小糸製作所	31,000	1,482.00	45,942,000	
キヤノン	7,400	4,100.00	30,340,000	
トヨタ紡織	32,400	1,387.00	44,938,800	
トヨタ自動車	13,800	3,905.00	53,889,000	
アイシン精機	34,700	3,205.00	111,213,500	
ダイハツ工業	88,000	1,343.00	118,184,000	
本田技研工業	24,000	3,680.00	88,320,000	
島津製作所	50,000	721.00	36,050,000	
マニー	2,000	3,065.00	6,130,000	
大建工業	29,000	264.00	7,656,000	
リンテック	17,200	2,378.00	40,901,600	
任天堂	2,200	25,700.00	56,540,000	

EDINET提出書類
野村アセットマネジメント株式会社(E12460)
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

東京瓦斯	124,000	369.00	45,756,000	
東日本旅客鉄道	23,700	5,610.00	132,957,000	
商船三井	7,000	575.00	4,025,000	
トランコム	4,900	1,697.00	8,315,300	
ヤフー	1,220	31,000.00	37,820,000	
日本電信電話	10,200	4,095.00	41,769,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	282	157,900.00	44,527,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	カプコン	18,000	1,529.00	27,522,000	
	松田産業	2,700	1,450.00	3,915,000	
'	伊藤忠商事	87,500	884.00	77,350,000	
	三井物産	14,000	1,553.00	21,742,000	
	日立ハイテクノロジーズ	13,000	1,982.00	25,766,000	
	三菱商事	26,800	2,355.00	63,114,000	
	東邦ホールディングス	37,300	1,030.00	38,419,000	
	アスクル	7,300	1,678.00	12,249,400	
	エディオン	47,100	882.00	41,542,200	
	ツルハホールディングス	2,700	4,095.00	11,056,500	
	トリドール	30	117,600.00	3,528,000	
	総合メディカル	9,700	2,428.00	23,551,600	
	ドン・キホーテ	39,500	2,913.00	115,063,500	
	島忠	15,800	1,898.00	29,988,400	
	三菱UFJフィナンシャル ・グループ	43,000	470.00	20,210,000	
	千葉銀行	14,000	573.00	8,022,000	
	横浜銀行	114,000	453.00	51,642,000	
	MS&ADインシュアラン スグループ	4,500	2,246.00	10,107,000	
	ホールディングス ソニーフィナンシャルホー				
	ルディングス	76	354,000.00	26,904,000	
	東京海上ホールディングス	23,300	2,788.00	64,960,400	
	もしもしホットライン	4,400	1,873.00	8,241,200	
	エイチ・アイ・エス	43,300	2,254.00	97,598,200	
	セコム	3,600	4,075.00	14,670,000	
	ニチイ学館	2,700	760.00	2,052,000	
計	銘柄数:91			3,716,521,900	
	組入時価比率:99.5%			100%	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

合計 3,716,521,900

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対 する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成23年2月21日現在) 該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

| 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### レインボーファンド(マネープールファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第26期計算期間(平成21年2月24日から平成22年2月22日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(平成21年2月24日から 平成22年2月22日まで)および第27期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表に ついて、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 【レインボーファンド ( マネープールファンド ) 】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(
	第26期 平成22年 2月22日現在	第27期 平成23年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	733,628	473,085
コール・ローン	41,319,773	24,661,262
現先取引勘定	99,982,000	99,983,000
未収利息	137	67
流動資産合計	142,035,538	125,117,414
資産合計	142,035,538	125,117,414
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	69,122	62,029
未払解約金	2,968,543	274,025
未払受託者報酬	1,569	1,114
未払委託者報酬	13,999	9,968
その他未払費用	29	7
流動負債合計	3,053,262	347,143
負債合計	3,053,262	347,143
純資産の部		
元本等		
元本	138,245,140	124,058,377
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	737,136	711,894
(分配準備積立金)	17,347	24,186
元本等合計	138,982,276	124,770,271
純資産合計	138,982,276	124,770,271
負債純資産合計	142,035,538	125,117,414

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

営業収益合計218,610124,76営業費用3,5452,390委託者報酬31,75521,355その他費用672営業費用合計35,36723,775営業利益183,243100,986経常利益183,243100,986当期純利益183,243100,986一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,835期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,136剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586			(112.13)
受取利息218,610124,76営業収益合計218,610124,76営業費用3,5452,396委託者報酬31,75521,356その他費用672営業費用合計35,36723,775営業利益183,243100,986経常利益183,243100,986当期純利益183,243100,986一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,835期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,136剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586		自平成21年2月24日	自平成22年 2月23日
営業収益合計218,610124,76営業費用3,5452,396委託者報酬31,75521,355その他費用672営業費用合計35,36723,775営業利益183,243100,986経常利益183,243100,986当期純利益183,243100,986一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,835期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,136剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	営業収益		
営業費用       3,545       2,396         委託者報酬       31,755       21,356         その他費用       67       2         営業費用合計       35,367       23,775         営業利益       183,243       100,986         経常利益       183,243       100,986         当期純利益       183,243       100,986         一部解約に伴う当期純利益金額の分配額       126,046       42,836         期首剰余金又は期首欠損金()       1,269,540       737,136         剰余金増加額又は欠損金減少額       2,908,305       1,046,22         当期追加信託に伴う剰余金増加額       3,428,784       1,067,586         対額       3,428,784       1,067,586         当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額       3,428,784       1,067,586         山額       3,428,784       1,067,586	受取利息	218,610	124,761
受託者報酬3,5452,39委託者報酬31,75521,353その他費用672営業費用合計35,36723,773営業利益183,243100,98経常利益183,243100,98当期純利益183,243100,98一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,83期首剰余金又は期首欠損金()1,269,540737,136剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	営業収益合計	218,610	124,761
委託者報酬 31,755 21,355 20他費用 67 2 2 23,775 営業 7 23,775 23,7	営業費用		
その他費用 営業費用合計672営業利益183,243100,986経常利益183,243100,986当期純利益183,243100,986一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,836期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,136剩余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22剩余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	受託者報酬	3,545	2,396
営業費用合計35,36723,775営業利益183,243100,986経常利益183,243100,986当期純利益183,243100,986一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,836期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,136剩余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22剩余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	委託者報酬	31,755	21,358
営業利益183,243100,986経常利益183,243100,986当期純利益183,243100,986一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,836期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,136剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	その他費用	67	21
経常利益 183,243 100,986 当期純利益 183,243 100,986 183,243 100,986 183,243 100,986 183,243 100,986 126,046 42,834 136,046 42,834 136,046 126,046 737,136 利余金増加額又は欠損金減少額 2,908,305 1,046,22 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 2,908,305 1,046,22 利余金減少額又は欠損金増加額 3,428,784 1,067,586 13,428,784 13,428,784 13,428,784 1,067,586 13,428,784 13,428,	営業費用合計	35,367	23,775
当期純利益183,243100,980一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,834期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,130剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,580当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,580	営業利益	183,243	100,986
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額126,04642,834期首剰余金又は期首欠損金( )1,269,540737,136剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	経常利益	183,243	100,986
期首剰余金又は期首欠損金( ) 1,269,540 737,136 剰余金増加額又は欠損金減少額 2,908,305 1,046,22 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額 2,908,305 1,046,22 利余金減少額又は欠損金増加額 3,428,784 1,067,586 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額 3,428,784 1,067,586	当期純利益 	183,243	100,986
<ul> <li>剰余金増加額又は欠損金減少額</li> <li>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</li> <li>利余金減少額又は欠損金増加額</li> <li>利余金減少額又は欠損金増加額</li> <li>当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額</li> <li>3,428,784</li> <li>1,067,586</li> <li>前額</li> </ul>	一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	126,046	42,834
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	期首剰余金又は期首欠損金()	1,269,540	737,136
少額2,908,3051,046,22剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額3,428,7841,067,586	剰余金増加額又は欠損金減少額	2,908,305	1,046,221
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額 3,428,784 1,067,586		2,908,305	1,046,221
加額 3,428,784 1,067,586	剰余金減少額又は欠損金増加額	3,428,784	1,067,586
分配金 69,122 62,029		3,428,784	1,067,586
	分配金	69,122	62,029
期末剰余金又は期末欠損金( ) 737,136 711,894	期末剰余金又は期末欠損金( )	737,136	711,894

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な会計力針に係る)	<b>声垻に矧りる注記)</b>		
	第26期	第27期	
	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日	
	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日	
1 その他	(1) <sup>現先取引</sup>	(1) <sup>現先取引</sup>	
	現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年6月15日)の規定によっております。 (2)計算期間 当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成21年2月24日から平成22年2月22日までとなっております。	現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。 (2)計算期間 当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

第26期	第27期	
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1 計算期間の末日における受益権の総数	
138,245,140 □	124,058,377 □	
   2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	   2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 1.0053円	1口当たり純資産額 1.0057円	
(10,000口当たり純資産額 10,053円)	(10,000口当たり純資産額 10,057円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
第26期		第27期			
自 平成21年2月24日	}		自 平成22年2月23E	3	
至 平成22年2月22日			至 平成23年2月21日		
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額823,046円(10,000口当たり59 円)のうち、69,122円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。		1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額787,855円(10,000口当たり63 円)のうち、62,029円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。			
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	55,866円	費用控除後の配当等収益額	Α	57,838円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	1,320円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	314円
収益調整金額	С	764,226円	収益調整金額	С	726,452円
分配準備積立金額	D	1,634円	分配準備積立金額	D	3,251円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	823,046円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	787,855円
当ファンドの期末残存口数	F	138,245,140口	当ファンドの期末残存口数		124,058,377口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	59円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	
10,000口当たり分配金額	Н	5円	10,000口当たり分配金額	Н	5円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	69,122円	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	62,029円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項	
第26期 自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日	第27期 自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日
	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。
	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクにさらされております。
	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)全融商品の時価等に関する事項

(2) 並煕的印の中間寺に関する事項		
第26期	第27期	
平成22年2月22日現在	平成23年2月21日現在	
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	
	2 時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第26期 第27期 自 平成21年2月24日 自 平成22年2月23日 至 平成22年2月22日 至 平成23年2月21日 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。		
至 平成22年2月22日 至 平成23年2月21日 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ	第26期	第27期
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ	自 平成21年2月24日	自 平成22年2月23日
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ	至 平成22年2月22日	至 平成23年2月21日

# (その他の注記) 1 元本の移動

第26期 自 平成21年2月 至 平成22年2月	• -	第27期 自 平成22年2 至 平成23年2	2月23日
期首元本額	269,490,756 円	期首元本額	138,245,140 円
期中追加設定元本額	562,945,232 円	期中追加設定元本額	182,478,365 円
期中一部解約元本額	694,190,848 円	期中一部解約元本額	196,665,128 円

## 2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第26期(自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日)

該当事項はございません。

売買目的有価証券

第27期(自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日)

該当事項はございません。

### 3 デリバティブ取引関係

第26期(自 平成21年2月24日 至 平成22年2月22日)

該当事項はございません。

第27期(自 平成22年2月23日 至 平成23年2月21日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1)株式(平成23年2月21日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券(平成23年2月21日現在) 該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

### 平成23年3月31日現在

「情報エレクトロニクスファンド」	「情報T	レク	ЬΠ:	ニクス	ファ	ンド
------------------	------	----	-----	-----	----	----

資産総額	7,202,794,390	円
負債総額	14,433,402	円
純資産総額( - )	7,188,360,988	円
発行済口数	13,818,092,212	
1口当たり純資産額( / )	0.5202	円

### 「市況産業ファンド」

資産総額	374,747,108	円
負債総額	3,896,927	田
純資産総額( - )	370,850,181	田
発行済口数	615,694,851	
1口当たり純資産額( / )	0.6023	円

# 「公共株ファンド」

- CONTRACT OF THE CONTRACT OF		
資産総額	592,554,231	円
負債総額	8,009,718	円
純資産総額( - )	584,544,513	円
発行済口数	1,072,918,743	П
1口当たり純資産額( / )	0.5448	円

# 「ファイナンシャル・情報株ファンド」

資産総額	1,402,464,673	田
負債総額	3,739,257	田
純資産総額( - )	1,398,725,416	田
発行済口数	5,688,364,586	П
1口当たり純資産額( / )	0.2459	円

# 「地球環境ファンド」

資産総額	2,307,842,583	円
負債総額	660,899,029	円
純資産総額( - )	1,646,943,554	円
発行済口数	2,223,109,743	
1口当たり純資産額( / )	0.7408	円

# 「株主還元成長株ファンド」

資産総額	3,415,053,184	田
負債総額	5,538,363	円
純資産総額( - )	3,409,514,821	田
発行済口数	10,559,195,535	
1口当たり純資産額( / )	0.3229	円

「マネープールファンド」

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産総額	128,469,759	円
負債総額	2,507	円
純資産総額( - )	128,467,252	円
発行済口数	127,723,618	П
1口当たり純資産額( / )	1.0058	円

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に 振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

# (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等につ

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

いては、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

### (1)資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

# <u>株主総会</u>

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

# 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

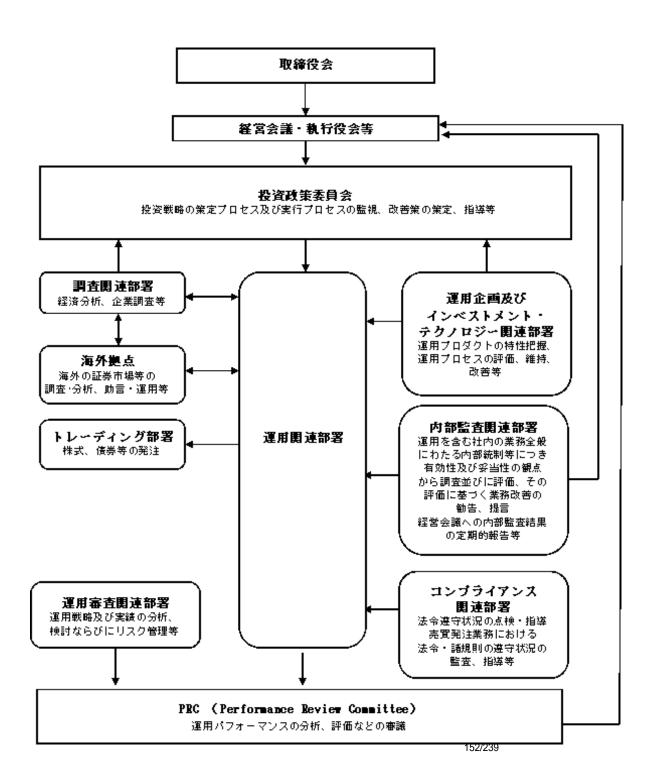
# 委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、口)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(b)投資信託の運用体制



EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	700	10,800,668
単位型株式投資信託	23	267,904
追加型公社債投資信託	19	5,032,274
単位型公社債投資信託	0	0
合計	742	16,100,847

# 3 【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50 期事業年度(前事業年度)は改正前、第51期事業年度(当事業年度)は改正後の財務諸表等規則に基づ いて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度 及び当事業年度の財務諸表ならびに当中間会計期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査 法人の監査及び中間監査を受けております。

# (1) 【貸借対照表】

		前事業年度	 (平成21年	当事業年度	(平成22年
			31日)		31日)
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			560		520
金銭の信託			34,551		38,530
有価証券			3,400		5,100
短期貸付金			592		126
前払金			43		0
前払費用			17		47
未収入金			84		79
未収委託者報酬			7,489		9,756
未収収益			1,629		2,645
未収法人税等			498		-
繰延税金資産			879		1,513
その他			807		143
貸倒引当金			4		6
流動資産計			50,549		58,457
固定資産					
有形固定資産			2,183		1,729
建物	2	710		635	
器具備品	2	1,472		1,094	
無形固定資産			12,407		11,839
ソフトウェア		12,403		11,836	
電話加入権		2		1	
その他		1		1	
投資その他の資産			28,519		28,988
投資有価証券		10,693		11,614	
関係会社株式		15,743		16,099	
従業員長期貸付金		385		366	
長期差入保証金		39		66	
長期前払費用		19		23	
繰延税金資産		1,256		490	
その他		381		327	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			43,110		42,557
 資産合計			93,659		101,014

		前事業年度	(平成21年	当事業年度	(平成22年
		3月31日)		3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			12,000		11,000
預り金			95		95
未払金	1		5,750		6,217
未払収益分配金		5		4	
未払償還金		82		61	
未払手数料		3,275		4,226	
その他未払金		2,387		1,925	
未払費用	1		4,849		7,594
未払法人税等			4		849
前受収益			6		9
賞与引当金			1,080		2,538
その他			4		-
流動負債計			23,790		28,305
固定負債					
退職給付引当金			4,620		4,576
時効後支払損引当金			462		475
その他			642		351
固定負債計			5,724		5,403
負債合計			29,515		33,708
(純資産の部)					
株主資本			61,810		64,074
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			32,900		35,164
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		32,215		34,479	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		7,608		9,872	
評価・換算差額等			2,333		3,231
その他有価証券評価差額金			2,084		3,056
繰延ヘッジ損益			249		175
純資産合計			64,143		67,306
負債・純資産合計			93,659		101,014

# (2) 【損益計算書】

		(自 平成20	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	(自 平成21	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			84,195		76,293
運用受託報酬			8,315		10,576
その他営業収益			27		57
営業収益計			92,537		86,927
営業費用					
支払手数料			39,122		35,199
広告宣伝費			1,438		1,155
公告費			2		0
受益証券発行費			34		10
調査費			21,176		20,998
調査費		1,643		1,394	
委託調査費		19,532		19,603	
委託計算費			790		883
営業雑経費			2,709		2,493
通信費		208		222	
印刷費		1,382		1,293	
協会費		87		71	
諸経費		1,031		905	
営業費用計			65,272		60,740
一般管理費					
給料			8,863		9,912
役員報酬	2	329		388	
給料・手当		6,507		6,740	
賞与		2,025		2,784	
交際費			168		153
旅費交通費			557		458
租税公課			443		206
不動産賃借料			1,559		1,464
退職給付費用			1,124		1,116
固定資産減価償却費			3,288		4,630
諸経費			6,448		6,529
一般管理費計			22,452		24,471
営業利益			4,812		1,715

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益						
受取配当金	1	8,013		3,698		
収益分配金		225		6		
受取利息		32		5		
金銭の信託運用益		-		2,385		
デリバティブ利益		858		-		
為替差益		-		45		
その他		192		283		
営業外収益計			9,322		6,424	
営業外費用						
支払利息	1	175		98		
金銭の信託運用損		1,212		-		
為替差損		133		-		
時効後支払損引当金繰入額		97		37		
その他		53		53		
営業外費用計			1,671		189	
経常利益			12,463		7,950	
特別利益						
投資有価証券等売却益		1,085		72		
株式報酬受入益		299		226		
リース資産買取差益		2		-		
特別利益計			1,387		299	
特別損失						
投資有価証券等売却損		1,471		60		
投資有価証券等評価損		5		70		
固定資産除却損	3	405		16		
退職給付制度移行損失		118		-		
システム利用契約解約違約金		-		63		
特別損失計			2,001		210	
税引前当期純利益			11,849		8,039	
法人税、住民税及び事業税			2,893		2,662	
法人税等調整額			2,334		492	
当期純利益			6,621		5,869	

# (3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位:百万円)  当事業年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	1 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	11,000	-
当期変動額合計	11,000	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	16,512	7,608
当期変動額		
別途積立金の取崩	11,000	-
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	8,904	2,264

	有価証	<u>F券届出書(内国投資信</u>
当期末残高	7,608	9,872
利益剰余金合計	,	_
前期末残高	52,804	32,900
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期变動額合計	19,904	2,264
当期末残高	32,900	35,164
株主資本合計		
前期末残高	81,714	61,810
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	19,904	2,264
当期末残高 当期末残高	61,810	64,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,124	2,084
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,040	971
当期変動額合計	3,040	971
当期末残高 当期末残高	2,084	3,056
 繰延へッジ損益		
前期末残高	250	249
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	499	73
当期変動額合計	499	73
当期末残高	249	175
 評価・換算差額等合計		
前期末残高	4,874	2,333
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,541	898
当期変動額合計	2,541	898
 当期末残高	2,333	3,231
 純資産合計		
前期末残高	86,589	64,143
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,541	898
—————————————————————————————————————	22,445	3,162

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

当期末残高 67,306 64,143

### [重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 . 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)子会社株式及び関連会社株式

...移動平均法による原価法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

(同左)

(2) その他有価証券

時価のあるもの...

決算日の市場価格等に基

づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの...

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法

- 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法
- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)に ついては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 38~50年 8~15年 附属設備 構築物 20年 器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産 を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソ フトウェアについては社内における利用可能期間 に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産については、リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額法によっております。

- 5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上して おります。

(2) その他有価証券 時価のあるもの

(同左)

時価のないもの

(同左)

- 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)
- 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)
- 4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)に ついては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 38~50年 8~15年 附属設備 構築物 20年 器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソ フトウェアについては社内における利用可能期間 に基づく定額法によっております。

- 5 . 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、破綻先に対する債権3百万円については、 債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込 額として債権額から直接減額しております。

(2) 賞与引当金

(同左)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去 勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数による定額法により、発生した 事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- 7.ヘッジ会計
  - (1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されている ヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が 認識されるまで資産または負債として繰り延べる 方法によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券

(3)ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

8.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 (3) 退職給付引当金

(同左)

(4) 時効後支払損引当金

(同左)

6.リース取引の処理方法

(同左)

7. ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

(同左)

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)

(3)ヘッジ方針

(同左)

(4)ヘッジ有効性評価の方法

(同左)

8.消費税等の会計処理方法

(同左)

9. 連結納税制度の適用

(同左)

# [会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。	
	(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

# [追加情報]

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損失118百万円を計上しております。この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。	主 ()观22十3/301日)
	(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。
	(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来6月及び12月の年2 回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月1日から3月末日までに対応する金額を計上しておりましたが、制度改定により年1回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が4月1日から3月末日までに対応する金額を計上しております。

# [注記事項] 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末		
(平成21年3月31日)		(平成22年 3 月31日)		
1.関係会社に対する資産及び負債		1.関係会社に対する資産及び	が負債	
区分掲記されたもの以外で各科目	に含まれてい	区分掲記されたもの以外・	で各科目に含まれてい	
るものは、次のとおりであります。		るものは、次のとおりであり	ます。	
未払金	2,119百万円	未払金	1,655百万円	
未払費用	585	未払費用	1,017	
2 . 有形固定資産より控除した減価償	却累計額	2 . 有形固定資産より控除した	:減価償却累計額	
建物	295百万円	建物	369百万円	
器具備品	964	器具備品	1,647	
合計	1,260	合計	2,017	

# 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日	
至 平成21年3月31	至 平成21年3月31日)		31日)
1 . 関係会社に係る注記		1 . 関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するも	区分掲記されたもの以外で	·関係会社に対するも
のは、次のとおりであります。		のは、次のとおりであります。	
受取配当金	7,864百万円	受取配当金	3,542百万円
支払利息	175	支払利息	98
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に おります。	基づき支給されて	2 . 役員報酬の範囲額 (同	左)
3 . 固定資産除却損 器具備品 ソフトウェア	0百万円 405	3 . 固定資産除却損 建物 器具備品 ソフトウェア	7百万円 5 4
合計	405		4
		 合計	16

### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式 数	当事業年度減少株式 数	当事業年度末株式数
章	<b>普通株式</b>	5,150,693株	-	-	5,150,693株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1)配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額26,526百万円1 株当たり配当額5,150円基準日平成20年3月31日効力発生日平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額700円基準日平成21年3月31日効力発生日平成21年6月1日

# 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式 数	当事業年度減少株式 数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	•	5,150,693株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1)配当金支払額

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円1株当たり配当額700円基準日平成21年3月31日効力発生日平成21年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額700円基準日平成22年3月31日効力発生日平成22年6月1日

リース取引関係		有価証:	券届出書(内国投資(
		_	
前事業年度		当事業年度	
(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日	
至 平成21年3月31日)		至 平成22年 3 月31日	)
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース 買取引に係る方法に準じた会計処理 の) リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固 ウェア)	によっているも	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リー、 買取引に係る方法に準じた会計処理 の) 該当事項はありません。	·
主として、コンピューター関連機関であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の法」に記載したとおりであります。	·		
(2)所有権移転外ファイナンス・リース 貸借取引に係る方法に準じた会計処 もの)	•	(2)所有権移転外ファイナンス・リー 貸借取引に係る方法に準じた会計処 もの)	,
リース物件の取得価額相当額、減 当額、減損損失累計額相当額及び期		リース物件の取得価額相当額、源 当額、減損損失累計額相当額及び	
取得価額相当額 減価償却累計額相当額 減損損失累計額相当額	1,343百万円 980 <i>-</i>	取得価額相当額 減価償却累計額相当額 減損損失累計額相当額	603百万円 415 -
期末残高相当額	363	期末残高相当額	188
未経過リース料期末残高相当額及で 減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額	ゾリース資産	   未経過リース料期末残高相当額及   減損勘定期末残高   未経過リース料期末残高相当額	なびリース資産
1 年以内	180百万円	1 年以内	99百万円
1 年超	195	1 年超	96
	375		195
リース資産減損勘定期末残高	- 百万円	リース資産減損勘定期末残 高	- 百万円
支払リース料、リース資産減損勘況 減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 リース資産減損勘定の		リース資産減損勘定の	
取崩額 減価償却費相当額 支払利息相当額 減損損失	276 14	取崩額 減価償却費相当額 支払利息相当額 減損損失	- 175 7

減損損失

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。

# 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につ いては利息法によっております。

減損損失

減価償却費相当額の算定方法 (同左)

利息相当額の算定方法

(同左)

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

信託受益証券)

│ 2 .オペレーティング・リース取引		2.オペレーティング・リース	有価証券届出書(内国投資( (取引
未経過リース料		未経過リース料	
1 年以内	6百万円	1 年以内	5百万円
1 年超	3	1 年超	3
合計	9	合計	8

金融商品関係

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

# (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、 為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株 価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	ı
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	ı
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	86	86	-
デリバティブ取引計	86	86	-

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

- (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式(貸借対照表計上額:投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

			(	· H/313/
	1年以内	1年超	5年超	10年超
	1 牛以内	5年以内	10年以内	10十起
預金	519	-		-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

有価証券関係

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成21年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日) 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成21年3月31日)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

区分	貸借対照表 時価区分 計上額		差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
関連会社株式	3,064	66,382	63,318	
合計	3,064	66,382	63,318	

# 4. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
(1)株式	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-
(3)その他( 1)	3,551	3,846	295
小計	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-
(3)その他	2,334	1,833	500
小計	2,334	1,833	500
合計	6,168	9,701	3,532

( 1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

# 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売却額	11,200百万円
売却益の合計額	1,085百万円
売却損の合計額	1,471百万円

# 6.時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

区分	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券	
譲渡性預金	3,400
非上場株式	992
合計	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	4,411
関連会社株式	8,267
合計	12,679

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 7.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1.債券	(日7113)	(日7113)	(日7113)	(日/111)
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2 . その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より 30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成22年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
関連会社株式	3,064	92,414	89,350	
合計	3,064	92,414	89,350	

# 4. その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(***********	(***********	()
株式	5,656	282	5,373
投資信託(1)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,031	2,326	295
譲渡性預金	5,100	5,100	-
小計	7,131	7,426	295
合計	15,890	10,710	5,179

- ( 1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。
  - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

区分	売却額(百万円) 売却益の合計額(百万円)		売却損の合計額(百万円)
株式	38	•	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

デリバティブ取引関係

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

### 1.取引の状況に関する事項

#### (1)取引の内容及び利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。

- ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 為替予約、株価指数先物
- ヘッジ対象 投資有価証券
- ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

### (2)取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としている ため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わ ない方針であります。

### (3)取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。

# (4)取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。

2.取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

# (1)通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額の うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	1	17	先物為替相場によっている
	合 計		3,082	-	17	

# (2)株式関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額の うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物 取引	投資信託	967	-	68	取引所の価格によっている
	合 計		967	,	68	

#### 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした 退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型 企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

#### 2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ.退職給付債務	11,783百万円
口.年金資産	5,456
八.未積立退職給付債務(イ+口)	6,327
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,400
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+へ)	4,620
チ.前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,620

#### 3.退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ.勤務費用	611百万円
口.利息費用	277
八.期待運用収益	139
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	300
へ.過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

<sup>(</sup>注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

叫以加	11) 貝仂寺の引昇の杢姫に因りる事項	
イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
□.	割引率	2.1%
Л.	期待運用収益率	2.5%

1. 過去勤務債務の額の処理年数

16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

- (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理す ることとしております。)
- (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)
- へ、会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

## (追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

## 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日)

イ.退職給付債務	12,427百万円
口.年金資産	6,488
ハ.未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,938
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,015
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	653
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+へ)	4,576
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト・チ)	4,576

#### 3.退職給付費用に関する事項(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

イ.勤務費用	524百万円
口.利息費用	247
八.期待運用収益	136
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	357
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	952
チ. その他(注)	163
計	1,116

(注)確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
П.	割引率	2.1%
八.	期待運用収益率	2.5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数 16年(発生)

16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

- (1) 退職一時金に係るもの
  - 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)
- (2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

# 税効果会計関係

前事業年度末		当事業年度末	
川事業年及木 (平成21年3月31日)			
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	アナか百日	(平成22年3月31日)   1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	クナか原田
「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	り土は原凶	「・繰延税並員産及び繰延税並負債の発生。   別の内訳	の土な原囚
	<b>*</b>	別の内訳   繰延税金資産	<b>5</b> 50
繰延税金資産	百万円	繰延稅並員 <b>烓</b>   退職給付引当金	百万円
退職給付引当金	1,894		1,876
所有株式稅務簿価通算差異	884	賞与引当金	1,040
投資有価証券評価減	616	所有株式稅務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	510	投資有価証券評価減	614
賞与引当金	442	ゴルフ会員権評価減	510
未払確定拠出年金掛金	328	減価償却超過額	369
タックスヘイブン税制	271	未払確定拠出年金掛金	217
減価償却超過額	262	子会社株式売却損	196
子会社株式売却損	196	時効後支払損引当金	194
時効後支払損引当金	189	その他	268
その他	85	繰延税金資産小計	6,173
繰延税金資産小計	5,682	評価性引当金	1,923
評価性引当金	1,924	繰延税金資産計	4,250
繰延税金資産計	3,757	繰延税金負債	
繰延税金負債		繰延ヘッジ利益	122
繰延ヘッジ利益	173	有価証券評価差額金	2,123
有価証券評価差額金	1,448	繰延税金負債計	2,245
繰延税金負債計	1,621	繰延税金資産(純額)	2,004
操延税金資産(純額)	2,136		
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法/	人税等の負	   2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法。	人税等の負
担率との差異の原因となった主な項目別の	内訳	担率との差異の原因となった主な項目別の	)内訳
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない		受取配当金等永久に益金に算入されな	
項目	7.0%	1)項目	9.2%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	0.1%	タックスヘイブン税制	3.5%
外国税額控除	5.9%	外国税額控除	2.4%
評価性引当金の増減額	16.2%	その他	0.3%
その他	0.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%		

## 関連当事者情報

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## (追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

## 1.関連当事者との取引

## (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)					
								(被所有) 会社 直接 100%		資金の借入 (*1)	228,500	関係会社 短期	42,000		
親会社	グス株式中央国	レディン 東京都 321.764	4 持株会社	直接	直接	直接	直接		直接	直接	主会社 直接	資産の賃貸 借等	資金の返済	216,500	借入金
	ДЦ						借入金利息 の支払	168	未払費用	1					

## (イ)関連会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600	情報 サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託(*2)	10,001	未払費用	79

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都千代田区	400	投資顧問業	当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	4,926	未払費用	1,064

- (エ)役員及び個人主要株主等 該当はありません。
- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
    - (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
    - (\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約 財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円) (株)野村総合研究所 野村土地建物㈱ 流動資産合計 106,717 1,407 固定資産合計 234,028 77,297 流動負債合計 76,798 7,947 固定負債合計 79,131 11,845 純資産合計 184,815 58,910 売上高 324,697 2,744 税引前当期純利益 38,648 2,947 当期純利益 20,583 2,564

# 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

# 1.関連当事者との取引

# (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)	
							資金の借入 (*1)	168,000	関係会社 短期	44,000	
親会社	グス株式	ルディン 東京都		594,492	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の返済	169,000	借入金	11,000
	芸任						借入金利息 の支払	98	未払費用	3	

# (イ)関連会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600	情報 サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託(*2)	6,866	未払費用	0

# (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券 株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託 の募集の取取 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	26,417 (注)3	未払手数料	3,469
親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都中央区	400	投資顧問	業	当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	3,263	未払費用	940

(エ)役員及び個人主要株主等 該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
    - (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
    - (\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。
  - 3. 平成21年11月23日付で野村證券㈱はジョインベスト証券㈱を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券㈱の取引は野村證券㈱に引継がれております。野村證券㈱との取引金額には、合併前のジョインベスト証券㈱と当社の取引金額を含んでおります。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

		(百万円)
	㈱野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

# 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度		
(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日		
至 平成21年3月31日)		至 平成22年3月31日)		
1株当り純資産額	12,453円43銭	1株当り純資産額	13,067円44銭	
1 株当たり当期純利益	1,285円61銭	1 株当たり当期純利益	1,139円63銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜	
│ 在株式が存在しないため記載しておりま	₹せん。	┃ 在株式が存在しないため記載しておりま	<b>きせん</b> 。	
┃ 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎		
損益計算書上の当期純利   益	6,621百万円	│ 損益計算書上の当期純利 │ 益	5,869百万円	
普通株式に係る当期純利 益	6,621百万円	普通株式に係る当期純利 益	5,869百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	 普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。		
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

中间具值对照农		
		平成22年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,452
金銭の信託		38,874
有価証券		2,300
短期貸付金		186
未収委託者報酬		10,177
未収収益		3,318
繰延税金資産		1,118
その他		260
貸倒引当金		6
流動資産計		57,681
固定資産		
有形固定資産	1	1,609
無形固定資産		11,109
ソフトウェア		11,106
その他		2
投資その他の資産		26,021
投資有価証券		8,177
関係会社株式		16,099
繰延税金資産		937
その他		807
貸倒引当金		0
固定資産計		38,740
資産合計		96,421

	1	
		平成22年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		10,000
未払収益分配金		4
未払償還金		60
未払手数料		4,495
その他未払金	2	1,878
未払費用		7,118
未払法人税等		669
賞与引当金		1,518
その他		93
流動負債計		25,839
固定負債		
退職給付引当金		4,520
時効後支払損引当金		482
その他		22
固定負債計		5,025
負債合計		30,865
(純資産の部)		
株主資本		63,157
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		34,247
利益準備金		685
その他利益剰余金		33,561
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		8,955
評価・換算差額等		2,399
その他有価証券評価差額金		2,415
繰延ヘッジ損益		16
純資産合計		65,556
負債・純資産合計		96,421

# 中間損益計算書

		自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		39,377
運用受託報酬		5,636
その他営業収益		61
営業収益計		45,075
営業費用		
支払手数料		18,603
調査費		10,459
その他営業費用		2,321
営業費用計		31,385
一般管理費	1	12,045
営業利益		1,645
営業外収益	2	3,121
営業外費用	3	48
経常利益		4,718
特別利益	4	513
特別損失	5	155
税引前中間純利益		5,077
法人税、住民税及び事業税		1,862
法人税等調整額		527
中間純利益		2,687

# 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (単位:百万円)

	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
株主資本	<u> </u>
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期未残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	9,872
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	8,955
利益剰余金合計	
前期末残高	35,164

当中間期変動額	<b>有</b> 测证务
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	34,247
株主資本合計	
前期末残高	64,074
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	63,157
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	3,056
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	640
当中間期変動額合計	640
当中間期末残高	2,415
繰延へッジ損益	
前期末残高	175
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	192
当中間期変動額合計	192
当中間期末残高	16
評価・換算差額等合計	
前期末残高	3,231
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	832
当中間期変動額合計	832
当中間期末残高	2,399
純資産合計	
前期末残高	67,306
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	832
当中間期变動額合計	1,749
当中間期末残高	65,556

# [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

が明代下ルの季中による里女は事項 [						
	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日					
1 有価証券の評価基準及び評価 方法	子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定 しております) 時価のないもの…移動平均法による原価法					
2 デリバティブ取引等の評価基 準及び評価方法	時価法					
3 金銭の信託の評価基準及び評 価方法	時価法					
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。					
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金     一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金     賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金     従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。     しております。     しております。     は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。					
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外 ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る 方法に準じた会計処理によっております。					

	T
	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
7 ヘッジ会計の方法	<ul> <li>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段 に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産 または負債として繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、 振当処理を行っております。</li> <li>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・為替予約 ヘッジ対象・投資有価証券、短期貸付金</li> <li>(3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</li> <li>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺 効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期 的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</li> </ul>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によってお ります。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

# [注記事項]

中間貸借対照表関係

## 平成22年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

2,221百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## 中間損益計算書関係

		自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
1	減価償却実施額		
	有形固定資産	205百万円	
	無形固定資産	2,093百万円	
	長期前払費用	4百万円	
2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	1,346百万円	
	金銭の信託運用益	1,554百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	支払利息	38百万円	
4	特別利益の内訳		
	投資有価証券売却益	419百万円	
	株式報酬受入益	94百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券売却損	149百万円	
	投資有価証券等評価損	6百万円	

# 中間株主資本等変動計算書関係

	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
1	

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成22年3月末	増加	減少	平成22年9月末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2 配当に関する事項

配当金支払額

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額3,605百万円(2)1株当たり配当額700円(3)基準日平成22年3月31日(4)効力発生日平成22年6月1日

## リース取引関係

#### 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっているもの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産(器具備品)

取得価額相当額460百万円減価償却累計額相当額325中間期末残高相当額135

## 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	88百万円
1 年超	53
合計	141

## 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料56百万円減価償却費相当額52支払利息相当額2

## 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分 方法については利息法によっております。

#### 2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	7百万円
1 年超	7
 合計	

## 金融商品関係

# 当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,452	1,452	-
(2)金銭の信託	38,874	38,874	-
(3)短期貸付金	186	186	-
(4)未収委託者報酬	10,177	10,177	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,681	9,681	-
(6)関係会社株式	3,064	68,074	65,010
資産計	63,436	128,446	65,010
(7)関係会社短期借入金	10,000	10,000	-
(8)未払金	6,439	6,439	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	60	60	-
未払手数料	4,495	4,495	-
その他未払金	1,878	1,878	-
(9)未払費用	7,118	7,118	-
(10)未払法人税等	669	669	-
負債計	24,227	24,227	-
(11)デリバティブ取引( * )			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	22	22	-
デリバティブ取引計	22	22	-

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## 注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて 当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

- (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式(中間貸借対照表計上額:投資有価証券796百万円、関係会社株式13,035百万円) は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが 極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

# 当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(平成22年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(平成22年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	68,074	65,010
合計	3,064	68,074	65,010

## 3. その他有価証券(平成22年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額			
が取得原価を超えるも			
0			
株式	4,541	282	4,258
投資信託	1	1	0
小計	4,542	283	4,258
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
株式	-	-	-
投資信託(1)	2,839	3,003	163
譲渡性預金	2,300	2,300	-
小計	5,139	5,303	163
合計	9,681	5,586	4,094

(1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は 16百万円(税効果会計適用後)であり、中間貸借対照表に計上しております。

#### デリバティブ取引関係

当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

# (1)通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	当該時価の算定 方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,809	-	22	先物為替相場に よっている
為替予約等の振 当処理	為替予約取引	短期貸付金	186	-	(*1) -	-
合 計			2,996	-	(*1) 22	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

#### セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

## 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントである為、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## 1株当たり情報

自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日

1株当たり純資産額 12,727円70銭

1株当たり中間純利益 521円87銭

(注) 1.潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式 がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 2,687百万円

普通株主に帰属しない金額

 普通株式に係る中間純利益
 2,687百万円

 期中平均株式数
 5,150千株

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありませh。

# 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
住友信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<sup>\*</sup>平成23年2月末現在

#### (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでいます。

<sup>\*</sup>平成23年2月末現在

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ

・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

< 再信託受託者の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

業務の概要: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および : 平成12年7月13日

信託業務の認可取得日

## (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

## 3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

# 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英 公 一

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

次へ

<sup>(</sup>注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英 公 一

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 亀井純子

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)の平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(市況産業ファンド)の平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(市況産業ファンド)の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(公共株ファンド)の平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(公共株ファンド)の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年4月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)の平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)の平成22年2 月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての 重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年4月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(地球環境ファンド)の平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(地球環境ファンド)の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年4月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(株主還元成長株ファンド)の平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年4月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(マネープールファンド)の平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(マネープールファンド)の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)の平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)の平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(市況産業ファンド)の平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(市況産業ファンド)の平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(公共株ファンド)の平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(公共株ファンド)の平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)の平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)の平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(地球環境ファンド)の平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(地球環境ファンド)の平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(株主還元成長株ファンド)の平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)の平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド(マネープールファンド)の平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド(マネープールファンド)の平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。